

## 平成26年知内町議会第2回定例会

- ◎ 招集年月日 平成26年6月24日(火)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成26年6月24日(火) 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成26年6月24日(火) 午後 4時25分

### ◎ 出席議員

1番	西山和夫	7番	谷口康之
2番	木村一	8番	吉田峰一
3番	松井盛泰	9番	森永勉
4番	泉政栄	10番	伊藤政博
5番	敦澤良子		

- ◎ 会議録署名議員 3番 松井盛泰 9番 森永勉

- ◎ 欠席議員 なし

### ◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	手塚恵一
総務企画課政策室長	小田島伸二
生活福祉課長	松崎輝幸
湯ノ里保育所長	福井誠一郎
産業振興課長	西野俊一
建設水道課長	佐々木孝幸
出納室長	藤谷亘
教育長	田中健一
教育次長	大館光晴
高校事務長	田中志津夫
スポーツセンター長	上村政美
(給食センター長)	大館光晴
代表監査委員	村上壽

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事係長	上野真吾

## 平成26年知内町議会第2回定例会議事日程

(第1号)

平成26年6月24日(火) 午前9時30分開議

日程	議件番号	議 件 名
第1		会議録署名議員の指名 3番、松井盛泰君 9番、森永勉君
第2	委員会報告 第1号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第3		会期の決定について
第4		議長の諸報告
第5		町長の行政報告
第6		追跡質問
第7		一般質問
第8		議案第1号
第9	議案第2号	知内町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例について
第10	議案第3号	知内町木質資源貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の制定について
第11	議案第4号	知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
第12	議案第5号	辺地に係る総合整備計画の策定について
第13	議案第6号	平成26年度知内町一般会計補正予算(第4号)について
第14	議案第7号	平成26年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
第15	議案第8号	平成26年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
第16	議案第9号	平成26年度知内町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
第17	議案第10号	平成26年度知内町水道事業会計補正予算(第2号)について
第18	推薦第1号	知内町農業委員会委員の推薦について
第19	意見書案第1号	地方財政の拡充を求める意見書の提出について
第20	意見書案第2号	住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書の提出について
第21	意見書案第3号	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出について
第22	意見書案第4号	手話言語法(仮称)の制定を求める意見書の提出について
第23	意見書案第5号	地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書の提出について
第24	意見書案第6号	総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書の提出について
第25	意見書案第7号	中小企業の事業環境の改善を求める意見書の提出について
第26	意見書案第8号	鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書の提出について
第27	意見書案第9号	平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
第28	意見書案第10号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
第29	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について
第30		

---

## ● 開会宣言・開議・議事日程

### ◎ 議 長（伊藤政博）

知内町議会は、かねてより議会基本条例を制定するなどして、開かれた議会の活動を目指しておりますが、今定例会よりインターネットのライブ中継、まず、今回は、試験運用をはじめることにより致しております。そして、9月から本格運用ということを用意しております。今日からは、試験運用ということで、各家庭、各職場で、それぞれ議会の様子がすぐ見れると。あるいは、放映されたものがですね、録画されまして、あとでまた見ることができるとい状況に今日からなるわけでありまして。今まで以上に、我々も心しながらですね、町民に開かれた議会運営を目指しながらやっていきたいと思っておりますので、町長はじめ町職員の皆様にも格段のご協力のほど、よろしくお願い致します。

只今の出席議員数は、9人です。定足数に達しておりますので、平成26年第2回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## ● 会議録署名議員の指名

### ◎ 議 長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、松井盛泰君及び9番、森永勉君を指名します。

---

## ● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について (委員長報告)

### ◎ 議 長（伊藤政博）

委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る6月18日に開催されており、委員長からその内容について、報告を求めます。

議会運営委員会委員長、敦澤良子君。

### ◎ 委 員 長（敦澤良子）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

平成26年知内町議会第2回定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

平成26年6月24日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

お聞きください。議会運営委員会報告書。平成26年知内町議会第2回定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第73条の規定により報告します。

平成26年6月24日。知内町議会運営委員会委員長、敦澤良子。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1. 会議開催の状況。開催日、6月18日。出席委員、敦澤・木村・西山・谷口・森永。欠席委員、説明員なし。事務局、村上・上野。2. 会期について。本定例会の会期は、6月24日から25日までの2日間としたい。3. 議事日程について。議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については、議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。4. 付議案件について。付議案件は、諸報告1件、行政報告1件、委員会報告1件、議案10件、推薦1件、一般質問3件、意見書案10件、議長発議1件である。2ページ開いてください。5. 一般質問について。一般質問通告者は、別紙のとおり、2名で3件である。6. 意見書案について。提出案件は、別紙のとおり10件である。以上報告を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

これで議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長より報告のあったように進めてまいります。

---

● 会期の決定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から明日25日までの2日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日25日までの2日間に決定しました。

---

● 議長の諸報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

平成26年第1回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職、管理職員の出席要求については、既に印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

---

● 町長の行政報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

おはようございます。平成26年第2回知内町議会定例会を開会するにあたり、行政報告を申し上げます。

第1回定例会以降、今議会までの町行政の主な事項について、別紙により報告を申し上げます。

まず、第1点目は、先般の臨時会の際にもご説明させていただきましたけれども、尾刺地区林野火災の発生状況について、報告させていただきます。発生、鎮火の状況ですが、4月26日に出火し、5月1日に鎮火したところでございますが、結果的には、再燃焼させてしまいましたことから、広域消防としての連携強化と検証をするよう、6月3日に申し入れをしたところであります。被害状況については、焼失面積、民有林、町有林合わせて延べ約26.6ha。被害金額は、4,200万7千円。損害額は882万2千円となったところであります。出動人員は、渡島西部四町の消防署員及び団員で、延べ390名が出動したところであり、町職員は96名が対応したところであり、また、陸上自衛隊ヘリが3基、北海道防災ヘリ1基、札幌市消防局ヘリ1基の応援を願ったところであります。なお、6月9日付けで、渡島西部広域事務組合消防本部から林野火災検証結果報告書が提出されましたので、配付させていただきましたので、お目通しをいただければと思います。なお、先ほど、説明を申し上げます被害額4,200万7千円と損害額882万2千円のかい離ですけれども、被害額については、被害森林を再生するための費用を全て含んだ金額ということでご理解をいただければと思います。それから、損害額については、損害を受けた材積について、本来得られる収入ということで試算をしておりますので、ご理解をいただければと思います。

第2点目は、北海道河川環境整備促進協議会の要望活動についてであります。5月13日に北海道開発局北海道庁へ、5月27日に国土交通省北海道局、北海道における河川の保全と水と緑豊かな生活環境の創造のため、生物の生息に配慮した川づくり等について、各市長、町長と一緒に参加したところであります。要請内容については、別紙のとおり配付させていただいておりますので、お目通しをいただければと思います。

第3点目は、渡島西部広域事務組合の動向についてであります。平成26年第1回臨時会が3月26日に開催され、議案第1号、2号の北海道市町村総合事務組合規約の変更と北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、提案のとおり可決されたところであります。また、議案第3号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と議案第4号の職員の給与に関する条例の一部改正についてもいずれも提案どおり可決されたところであります。

次に第4点目は、渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。平成26年第1回臨時会が4月28日に開催され、同意第1号、第2号については、いずれも提案どおり同意されたところであります。

第5点目は、北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の結果についてであります。平成26年4月23日に告示された、北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の結果、町村長から滝安平町長と山下大空町長が町村議会議員から猿払村の山須田議員が無投票でそれぞれ当選されたところであります。

次に6点目は、豪風雨による農業被害についてであります。去る6月12日から13日未明にかけての暴風雨により農業用ビニールハウス4棟に50万円の被害が発生したところであります。被害の内訳は、ニラのビニール全損2棟、内作被害が1棟、ほうれん草のビニール全損2棟、うち内作被害が1棟、なお、当日の最大風速は、16.2mを記録したところでございます。以上、6点について、報告をさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

これで行政報告を終わります。

---

● 追跡質問

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第6、『追跡質問』を行います。

追跡質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

---

● 一般質問

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、『一般質問』を行います。

一般質問は、会議規則により予め議長に通告のあった順序により行います。

順番に発言を許します。

7番、谷口康之君。

◎ 7番（谷口康之）

北海道新幹線の開業まで、あと一年半近くとなりましたが、新幹線の開業によって、本州から北海道までの人や物流の移動時間が短くなってきます。

これまでのような北海道は遠いとか、時間がかかるというようなイメージが払拭され、メリットが多くなり、企業誘致活動においても有効に活用できると考えられます。

当町において、現状では、ほとんど活動していないように思われるが、今後企業誘致について、どのように展開していくのか町長に所見を伺います。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

答弁書を事前に配付をさせていただきました。その答弁趣旨に基づいて答弁をさせていただきます。

今、企業誘致に関するご質問でありますけれども、日本経済は1990年代初頭のバブル経済その後のITバブル崩壊などの影響で、国内景気が悪化し、企業倒産や人員削減による失業など雇用面で厳しい状況が続いたところであります。2003年頃からようやく回復基調に転じ、低成長ながら企業の設備投資、意欲の高まりと求人数も回復の兆しが見え始めた中で、米国のリーマンショックによる国際的な金融危機な

ど我が国経済は失われた20年といわれる長い経済低迷期となり、更に2011年の東日本大震災で東北地方が壊滅的な被害を受け、国内経済は大きな打撃を受けたところであり、議員もご理解をいただいているものと思っております。今、第二次安倍政権のアベノミクスで長引く不況とデフレからの脱却を目指して、金融政策、財政政策、成長戦略の三本の矢による経済政策が進められ、円安により輸出産業では、業績が回復し、一部企業で賃金の上昇などの好影響が出てきているものの、地方においては、景気回復を実感できる状況には至らず、依然として厳しい状況であると考えているところでもあります。また、北海道新幹線の開業を見据えて、函館駅周辺にJR北海道がホテルの建設、地元企業が洋菓子製造販売の複合施設建設を検討をしておりましたが、相次いで断念している状況が先般の新聞で報道になったところでもあります。さらには、レンタカー3社は進出したものの、新函館北斗駅周辺への企業誘致が未だに進んでいない状況等から、北海道としても企業誘致の支援となる会議を発足することとしているものの、現状では新幹線開業が直ちに企業誘致を進める上でのメリットになるとは考えにくく、依然として厳しい状況が続くものと今、考えているところがあります。議員は、以前から新規雇用対策としての企業誘致に関するご質問をいただいておりますけれども、間違いなく有効な手段であるとの考え方は変わっておりません。私もそんな考え方を持たせていただいています。そんなことから、今後、アベノミクスによる国内経済の動向、さらには新幹線開業による経済状況をしっかり見極めるとともに、本町においては、新規事業、企業での就労の場の確保、一次産業の担い手確保による基幹産業の強化、さらには、六次産業化などにより若者が定着、定住できる各種施策を積極的に展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思っております。決して、活動していないということではありませんので、その点についてもご理解をしていただければと思います。以上であります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、谷口君。

◎ 7 番 (谷口康之)

今回、初めて答弁書、私もなかなか逆に戸惑ってしまっている部分もあるんですけども、町長、先ほど言っているような形なんですけれども、ただ、2004年小泉総理大臣のあとの部分で、失われた20年とかこういう形で言われていますけれども、最近の日本の動向を見ますと、やはり今の海外に進出しているような部分でも、やっぱり外国に進出する場合にはですね、隣の中国の部分もありますけれども、チャイナリスクとかそういう形で、海外に進出している企業もまた日本の方に帰ってきているような現状が多々多く最近は見られるということをも、理解してほしいなと思うんですよね。それから、今、町長言いましたように、これから北海道新幹線ということを見ますとですね、なかなかこの部分では、交通の便というものは、やっぱり企業誘致にとっては、私の調べた部分では、やっぱりかなりの進出してくる企業であれば、交通のアクセスの便が不便だということになると、かなりウエイトが大きいと考えていることなんですよね。その部分で、ちょっと小泉さん時代というか、平成4年の部分でもちょっと調べてみたんですけれども、そのときでもやはり企業誘致というものはかなり盛んに各自治体やっけていまして、その部分で、やっぱり調べたところのデータ、載っている会社でありますと、この部分で、やはり受け入れる側の方の対応が一番、企業にとっては重要だと結論づけている部分があるんですよね。それで、最近の部分でこれをみますとですね、やはり取り組んでいる最近の自治体でですね、だいたい回

答したのが1030市町村くらいなんですけれども、ところが、85%はやっぱりずっと継続して企業誘致に取り組んでいるというんですね、ほとんどの部分では。だから、取り組んでいないという自治体もですね、やはりなぜ、取り組んでいないかということになれば、自分たちの周りに観光地とかそういうものがあるものですから、そういう必要がないというような形の部分がちょっとあるみたいなんですけれども、その辺についてですね、やはりこの中でもやっぱり企業誘致の部分でですね、この市町村の部分で、一番やっぱり企業がほしいのは、やっぱり町の受入体制の一番しっかりした部分ということと、それから、2番、3番目になりますけれども、やっぱり町長ですね、トップセールスというものが、これも2番目か3番目に重要だということを伺っているんですけれども、その辺について、町長自体もいろいろな中央省庁とかに行くと思いますけれども、その辺についての情報だとか、そういうヒントというものが何か感じるものはないんでしょうか。まず、その辺、お伺いしたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今、ご指摘の企業誘致をするにあたって、受入れ側も体制整備が大事だよと。もちろん、私もそうだと思っています。そんなことから、議員ご指摘のように、もう昭和49年に知内地区の元町団地が農村地域工業等の導入団地の指定を受けておりますし、昭和53年に三洋食品株式会社の進出がそれによってあったということでもあります。それから、今、中ノ川・涌元谷地についても、一応、企業を受け入れる団地として、候補地として町が今、指定をさせていただいております。ですから、その辺の情報については、ネットを通じて今、全国にその辺の周知徹底を図っているところであります。そのほかにですね、もう1つ、今、3.11の東日本大震災の状況からリスク分散、防災対策の観点からデータセンターを北海道内にと動きはあります。今、議員がご指摘のとおりであります。ですから、うちの方もその辺の情報は今、捕まえております。掴んでおります。そんなことから、何社かですね、打ち合わせというか、その情報を集約というか、収集に今、来ていただいておりますけれども、これもまだなかなか実現までいっていないということもあります。それから、先般、議員の皆様方に牧場跡地、メガソーラーの部分もですね、今回、今40ha何とかということで、ある企業がうちに2万キロのメガソーラーを設置したいという動きもあります。これも今、先般の北海道新聞に、国からの認可をもらったんですけども、整備体制が全く整っていない企業がたくさんあるということで、全部、取消しになっています。それで、今、うちに進出しようという企業については、全て条件が今、整備されている状況であります。ですから、どんどんどんどん要するに取り消しになっていって、今、優先順位が何とか上がってもらえればなという今、私なりの考え方をしております。そんなことから、来月、今、総合振興局、それから、道庁に要望活動、町の単独要望、今、行く予定しておりますので、その点についても、北海道電力の本社にその辺の要請もしてこようかなというふうに思っておりますので、是非、その辺、町は今、そんな体制で、努力が不足だなということかもしれませんけれども、私は私なりにいろいろと町外、要するに出たときに、町はこんな今、良い地域なんですよということをアピールさせていただいておりますので、今後においても、引き続き、その辺は取り組んでいきたい。ただ、前段で申し上げました。日本経済どこまで今、回復するのか。大手企業は要するに賃金の上昇等もありますけれども、なかなかまだこういう要する



に地方までの影響がまだないということがありますので、是非、その辺は情報をきちんと収集させていただいて、これからも努力していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

今の部分でですね、町長、土地の部分でですね、これも前、私が一般質問同じような問題で質問させていただきましたが、前の町長の時代も農村地域工業等の導入ですね、これをもってやっているということだったんですけども、ただ、それも前の町長も、来た企業が安い土地の値段なんだから、その人たちが整備しなさいという考え方だったんですけども、今の町長も同じような考え方で進めていこうとしているのかなと思うんですけども、その辺について、まず、ちょっとお伺いしたいなと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

基本的にはですね、企業誘致、先ほども申し上げました。新規就労の場として、企業誘致ができれば、これは大きな効果が得られるということは変わっておりません。前段にも申し上げました。ただですね、今の状況から見ると、なかなか先ほどちょっと申し上げましたが、リスク分散、防災対策としての北海道の要するに位置付けというのは、今、高橋はるみ知事も北海道がその受皿になるという話もしていますので、それと連携をしながらですね、是非、進めていければというふうに思っています。ただ、なかなかやっぱり経済が活性化してこない、新たな設備投資をしようという企業が、果たして、末端の要するに中小企業まで今、そういう状況になっているかといったら、もう少しやっぱり注視をというか、見届ける必要があるのかなというふうに思っています。ただ、今、先ほども言いました新函館北斗、大変、今、苦勞をしております。相当の財政負担もしますよということを言っているんですけども、なかなかそこにも企業が進出する気配がないということでもあります。それだけやっぱり厳しいんだろうと思っています。ただ、アベノミクス効果というのは、絶対これはいろいろと今、継続することによって、効果が現れるというふうには理解していますので、その辺をきちんと見定めながら、積極的に手を挙げていきたいというふうに思っています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

ちょっと私の言っていることを理解してもらえなかった。ただ、今、前の町長と同じような形で土地を購入してもらおうという形でどうかと聞いたつもりですけども、なかなかちょっと回りくどい言い方で、私、理解できなかったんですけども、ただですね、最近の傾向を見ますと、そういう形で土地を購入するよりも、町の方でも受入れ体制する側の方でもですね、やはり土地を買ってもらよりも貸し付けた方が何倍も企業にとっては進出しやすいというような傾向があるということだけをちょっとお知らせしたいと思います。それからですね、今のうちの町の現状を見ますと、町長もうちの町もいろいろ良い部分があるということは言っていましたけれども、

逆に私はですね、こういう部分をもう少しきちんとですね、いろいろな角度でアピールするのが私は必要だと思うんですよね。まして、うちの町は、いろいろな企業のお話聞いた経緯があるんですけども、やはり今の企業というものは、コンピュータもそうですし、自然災害もそうですけれども、自分たちの会社をどのように守るかということ今、かなり3.11以降真剣になって考えているということで、まして、そういう形で本社機能が失った場合は、どこに今度それを持っていくかということになって、いろいろな形で国内とかいろいろ考えているというようなことがあるんですけども、その中でもやはり特に本社機能、そんなに離れていないという部分で、ある初歩的なものがこれからどンドンどンドンそういうものを見直されてくるのかなということ进行分析している結果があるんですけども、その辺について、うちの町としてもですね、うちの自然、それから、環境、それから、人、それから、もの、そういう形のいろいろな分野でですね、アピールしていくような方法というものをこれから構築してもらいたいと思うんですけども、その辺について、どうでしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

すぐまちづくりが今、進めています小谷石振興なり、それから、観光振興なりが企業誘致に即つながるかどうかというのは不透明でありますけれども、今、議員が言われるように、知内町というのは、そういう自然が要するに豊かな町なんですよと、そんなことで今、地域振興ということで取り組ませていただいていますので、そこから、何とか企業誘致まで結びつけていければなという考え方持たせてもらっています。ですから、今、先般も三洋食品さんの社長さんが年末に来られたときに、社長、どうでしょうかと、関連企業でもし、知内町に進出する企業がどうなんでしょうかという話もさせてもらっていますし、今、地元に来ている企業を通して広がりやを要するに広げていきたいというふうに思っています。それと、北海道電力に対しては、私は機会ある毎に言わせてもらっています。今、北本連系で七飯に交流から直流に流れる変電所が作られているんですよ。それで、今、将来的には北本連系というのは、充実されて来ます。そんなことから、今回も木古内町と知内町に送電線の今、整備をとということで、先般も話をいただいていますので、その役割としてですね、北本連系の役割として、今、海底ケーブルを通っているやつが、今、新幹線を通すという新たな今、取り組みになっていますので、その役割を何とか知内町に担わせてもらえませんかという話もさせてもらっていますので、いろいろと手を広げながら、1つに絞らないで、全体の中で何とか企業誘致ができればということで、これからも努力していきたいというふうに思っていますし、ネットをうまく利用した中で、知内町というのは、こんな環境の良い町であるという、そして、観光客の人方もこんなに今、来てもらっている、新たな取り組みをしているという町を何とかPRした中で、企業誘致に連携、連動をしていければなというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、谷口君。

◎ 7 番 (谷口康之)

私の調べた部分を見ますとですね、今、三洋食品さん出ましたけれども、調べたデータの取っている部分もですね、やはりこれからの場合は、今まで企業誘致、町外か

ら□□□というそういう形の企業から、今、こういうふうにインターネットの部分もそうでしょうけれども、これからの場合は一番、これから企業誘致としては最上階に上がってくるといのは、食品関係の部分がこれから一番、企業誘致をしたいという市町村の中でも食品関係が一番これから目を付けている部分だということで、進出する企業もそういう形の部分が何か一番いろいろな町と地方に対してアンテナを張っているという部分が出たものですから、その辺について、これからですね、そういうものに対してもですね、いろいろ町の方でも情報取っていただきますとですね、そういう形のを三洋さん以外でもそうですけれども、そういう形で現実できるようなものを考えてもらいたいなと思うんですけれども、その辺についてどうでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、ご指摘の食品関係の企業が地方への進出をという今、お話でありましたけれども、実は先般、函館高専の教授と2年前に知内町のニラ、今、ゴミとして捨てられている茎の部分です。茎の部分。これを何とか成分分析をさせてもらえませんかという実はお話をいただきました。それで、うちの方から生産者の皆様方というか、何件かの今、生産者に協力をさせていただいて、まだこれは生産者に協力をさせていただいて、まだこれは正式に商品ルートに乗っていないものでありますので、その協力をいただいて、成分を分析していただいております。そしたら、先般、九州大学の准教授が来まして、成分分析をした結果、今、健康サプリメント、ニンニクが今、主流であります。ところが、サプリメントというのは、5年、10年、長く取り続けることによって、体がそれに慣れてしまって、効能がなくなるんだそうです。私は初めてそんなことを聞かされて、それで、今、ニンニクに代わる健康サプリメントを開発したいんだという話が実は来ています。それで、成分結果をしたところが、ニンニクに負けないだけの成分を持っているということが現実的に今、証明されたということで、先般、学会でその報告をするということにも今なっているようでもあります。それに一緒に来られたのが日本の大手の要するにそういう健康サプリメント作っている会社であります。1つは、今、恵庭に工場を持っているということでもあります。それで、今、香港、台湾に輸出しているということがありますので、是非、その辺、それともう1つ、タマネギのスープ、血サラサラという、今、宣伝に出ていますよね、これですね、タマネギがそういう形で使われるのであれば、ニラも当然できるだろうという、その会社の社長さんのお話でありました。それで、今、まず、試作品を作っただけませんかということに今していますので、それがですね、ある程度、それが確立されると、当然、知内の北の華、今、製品として、消費者の皆様方に提供するのではなくて、今、投げていた部分、ゴミとして投げていた部分がそれが今、1つの販売ルートに乗っていけるのかなという、大変、今、興味深い話をさせていただいています。それで、先般、大島組合長にも同席していただいて、いろいろと情報を聞かせてもらっていますので、今、ご指摘のその企業がもし、知内のニラを使っているいろいろと健康サプリメントができるということであれば、その企業をですね、うちに何とか要するに誘致していただいけませんかというか、そんな話もできてくるのかなと。ただ、日本的に今、大きな会社でありまして、すぐニラのサプリメントを作るのに知内町に企業進出するという、そういうまだ話はないんですけれども、そんなことも今、含めながら、対応をしていけるのかなという考え方を持っておりますので、その点については、ちょっと説明を

させていただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

いろいろな考え方がある程度、理解できまして、うちの町としても、企業誘致、それから、自分たちの自助努力というか、答弁書の最後のように、六次産業ですね、それと、できれば、そういう企業誘致の方の部分でのコラボレーションができれば、私は一番良いのかなと思うんですけども、最後にですね、六次産業という部分について、どのような形で持っていきたいのかなということをも、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

知内町の基幹産業は、一次産業であります。もちろん、私から言うまでもありません。ただ、今、ニラにしても、北の華にしても、うちの要するにカキ、ホタテにしても、それを要するに新鮮なうちに活魚というか、新鮮なまま要するに市場に送り込むということしか今やってきていないんですね。それで、私はずっと今、考えているのは、そのものを何とか要するに加工を1つ手を加えることによって、知内町の1つのまた特産品としてならないのかなということもずっと考えさせていただいているところであります。その取り組みとして、今、実はまだこれも試作なんですけれども、ある企業との今、連携の中で、知内のカキを使った釜飯を何とか作れないか、それから、知内のホタテを使った釜飯を作れないか、それとそこに連動して、知内のニラを使ったニラまんじゅうを作れないのか、そして、それを使ったギョーザを作れないかということをも今、いろいろと企業と連携を図らせてもらっています。それで、しばれ釜飯というか、作ったものを急速冷凍かけて、家へ持って行って、5分なり6分で要するに解凍して食べるという仕組みなんです。ですから、お土産としても、それから、6か月間の賞味期限がありますので、物産館に並べることができるし、そんなことも含めながらですね、何とかそういうものを加工しながら、そして、加工してくれる地元の企業を何とか育成したいということの狙いで、本年度、ふるさと創生で新規企業者に50万円の補助を今、要綱を作らせていただいているということでもあります。ですから、間違いなく、うちの産品は、北海道一の産品だと思いますけれども、そこに1つ手をかける工夫がなかなか今までできてきていないというのが現実だと思っていますので、そんな今、取り組みを地元で今、小谷石にも要するに帰ってきて、新しく店をオープンする方もおりますので、そことの連携、それから、先般、申し上げましたけれども、こもれば温泉を今、運営方針を大転換しようという考え方もありますので、その中で、要するに若い人方がそこで要するに就労できる、そして、地元の産品を使って、手を加えて、要するに提供できる、そんな今、取り組みを是非していきたいというふうにも思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

六次産業の部分では、これから、今、町長が考えているような部分で実現してほしいと思うんですけども、ただ、企業誘致という部分を考えますとですね、これから、

今、言いましたように、コラボレーションを考える。それから、私はできれば、国内もそうでしょうけれども、食品に関してはですね、これから、今、東南アジアの方でもいろいろ富裕層が出てきて、日本にもそういう形で、健康志向、それから、うまいものを食べに来るということで、そういう形でも国際的な部分でもいろいろアンテナを張ってですね、そういう人たちを迎え入れるような形のものをこれからもどんどん考えてもらいたいなと思うんですけれども、その辺についても、もう少し、考えがないようでしたらいいんですけれども、あるようでしたら、最後にお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、ご指摘のことなのでありますけれども、できればですね、私は地元の先ほどちょっと言いましたけれども、地元産品を使って、何かやっぱり1つ手を加えて、要するに売り出すということをはかから連れてくるのではなくて、地元の今、住まわれている人方が、何とかそういう考え方を持っていただければというふうに思っているんですよ。ですから、中ノ川の今、カキの生産者の皆様方にもし、そこで加工をして、要するに付加価値を付けるのであれば、私は加工場を作ってもいいよということは前から組合の方に話をさせてもらっていますし、そのほかに今、地元の要するに若い人方がこういう要するにものに新しい企業に取り組みたいと、事業に取り組みたいという人をですね、是非、私はいろいろと若い人方とお話をさせていただいておりますし、そんなことも話をさせてもらっていますので、是非、そういう人が出てくることを期待しながら、そして、たまたま50万円の新企業家の皆様方に支援をするということをおっしゃっていただきましたけれども、もし、新たに企業を興そう、そして、地元の産品を使って、何とか販路を拡大しようという人がもし、現れたら、私は要するに施設整備費、これは町で抱えて要するに企業家支援をしてもいいんだらうという考え方を持っています。なかなかそういうことが情報としてはいろいろとありますよ。シフォンケーキを作って、要するにこの前の女性団体の渡島の大会をやったときに販売をしているという人も出てきていますし、これは先般、ふるさと創生で50万円の補助金をうまく活用していただいているというふうに思っていますので、その辺はもう少しそういう人が出てくることを期待しながら、もし、行政がそこに支援をすることによって、そういう人が出てくるということであれば、私は積極的にそれは対応していんだらうというふうに思っていますので、何とかそういう起業家支援に充実というか、バックアップしていければというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。ちょっと説明不足かな。そんなことをご理解いただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に1番、西山和夫君。

◎ 1 番（西山和夫）

2点ほど質問させていただきます。

まず、1問目でありますけれども、「学校長に予算執行の裁量権を」ということで質問させていただきます。

学校長は、教育委員会の方向性の下に教育を考え実践し、非常に重たい責任を果たし学校経営をになっているが、教職員の意欲・活力を高め学校独自のアイデアを発

揮させるため、経常経費以外での委託契約方式などにより、校長の判断で自由に予算を執行できるような裁量権を校長に与えるべきと考えるが、所見を伺います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

学校長に予算執行の裁量権をとということでありますけれども、実はですね、通告をいただいたときにいろいろと私なりに答弁書をまとめさせていただきました。各課長からも、そして、一応、調整をするんですけれども、流れとして、考え方まちまちだったんですよ、実は。私の捉え方、各課長の捉え方、それから、要するに委員会の捉え方。議員がどういうことを意図して、こういう一般質問をしたのかということ、実はそんな今、状況だということをも、ご理解いただければと思います。それで、予算執行の裁量権、学校長にとということでありますけれども、これはどういうイメージなのかというのちょっと理解できてないんですけれども、基本的に予算の執行権というのは、町長の権限であります。ですから、町長の権限であるけれども、今、要するに指摘のことについては、私も同感であります。校長の判断で、独自の施策をそこに予算計上をしてということであれば、それは理解できるんです。それまで全てですね、執行まで、そして、裁量権まで校長にとというのは、これはですね、財務処理上、これはちょっと無理でないのかなというふうに自分なりに思っています。基本的には、予算の執行権は町長であります。これは地方自治法にもきちんと謳われている状況でありますので、きっと議員は、その辺はご理解いただいているというふうに思っています。それで、更に経常経費以外での委託契約等とあります。この委託契約等というのを何を言おうとしているかについてもですね、これは私と校長と委託契約して、あなたに全て要するに任せますからということ、これもですね、なかなか難しいことなんだろうというふうに思っています。ただ、議員が指摘をしたいというのは、基本的に、こうこう校長が学校運営に努力しているので、その校長が毎年、こういう事業をここの学校についてこんな独自の取り組みをしたいということを要するに予算計上をしていただけないかということであるのであれば、私は従来から要するに学校長なり、それから、教育委員会と、私は教育予算、一切、私の町長査定で落とすということは全くありません。私、今4年目でありますけれども、一切、手は付けておりません。というのは、きちんと学校から要望があったものについては、きちんと教育委員会で精査をしてくださいと。精査をしたものについては、上げたものについては、私は教育長がきちんと判断をしているのであるから、私はそれは手を付けませんということとずっと一貫して取り組ませていただいておりますので、1つは、ICTの教育、それから、知内高校のコース制の問題、それから、習熟度というのは、前からやっていますので、それで、私が今はじめて予算計上させてもらったのは、今、大手予備校との連携の要するに今、取り組みをしていると。これは3年目で、結果として、今、室蘭工業大学、それから、函館教育大学に、その成果として私は合格したんだろうというふうに思っていますので、ですから、基本的には、学校側と教育委員会ときちんとこんな要するに独自の取り組みをしたいということであれば、私は全然それは問題ないというふうに思っていますので、その辺はご理解をいただければというふうに思っています。それから、私は今、前段、2項目、丸ポツ2つだけちょっと話をさせてもらいましたけれども、以後、教育長の方から、町長と教育長の所見ということでありますので、以後、教育長の方から答弁をさせたいと思いますので、よろしくお願

します。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

続きます、お話の方させてください。活力ある学校ということで、この問題のご質問の方、捉えさせていただきました。現在、市町村の裁量で、教育環境、如何に整えるかということで、随分、それぞれの自治体で教育内容について、工夫しているような現状です。そこで、お手元の配付資料のように、学校教育は、社会の変化とともに多様化や弾力が随分、進んできました。市町村での少人数学級の編成だとか、それから、本町でも行っています、特別支援教育の支援員等との拡大、学校間のつながりを深める連携活動、それと同じようにICT環境整備、それから、知内町ではまだ取り組んでいないんですけれども、国として、今、進めようとしているのが、土曜授業の実施など、様々な教育環境の整備や教育活動が展開されています。そこで、町内の各学校においては、ご指摘のように活力ある学校をつくって、また、特色ある学校づくりを進めていく上で、いろいろな創意工夫をした教育活動を整えていただいています。例えば、学校間の連携による地域連携研修、今年度も2つの小学校でこの事業に取り組んでいます。子どもの体力や運動能力を向上させる取り組み、これは、全部の小中学校で、今年度からの取り組みとして進めていきます。それから、ICT環境整備、既に予算の方も付けていただきまして、それぞれの小学校の方に1人1台使えるように配付させていただきます。いじめ防止のための取り組み、大学などからの支援を生かした教育活動など、知内町理解と支援の下で進められ、成果も得ているのが現状です。ご指摘のような特色ある学校予算については、教育委員会としても、検討を重ね、平成23年度からの5か年にわたる知内町学校教育中期推進計画のうち、重点施策7、学校支援するシステムを整備する中に、学校提案型の予算配当制度の創設とした事業名で記載し、検討してあります。この制度は、学校運営協議会の設置とともに創設すべきものと考えています。ご承知のように、コミュニティスクールは、地域とともにある学校づくりの推進方策として、全国各地において設置され、知内町教育委員会は、学校運営協議会規則を制定することとしました。以上のことを踏まえ、知内町立学校に学校運営協議会を設置し、これまでの学校・家庭・地域に関する一連の施策を見つめ直し、次の展望を開くことと合わせ、提案型予算について実践的検討を進めていきたいと考えています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

いろいろと取り方あったみたいで、そういう面ではご迷惑かけたんですけれども、所管調査で総務、以前、谷口委員長で行った磐梯町の広報にも載ったこの件なんです。要するに経費以外で、学校独自のアイデアを発揮するための予算枠ということで、町の会計システムを通さない枠で学校長と磐梯町は40万円ということでやっているそうなんですけれども、それが独自に学校長との委託契約を結んで、校長が自由な裁量で使えるという予算らしいんですけれども、初めてこれを目にしたときに、こういうのもあっていいのかなということで、今回、質問させていただいたんですけれども、教育長と事前にちょっとお話をしたときには、昔もあったんだよということなんです。昔はまだ金額的にも大きかったんだというお話もありましたので、是非、

こうすることで、先生方の教職員間の活力と意欲を高めるというのは、教職員の中の活力、意欲を高める、また、教師としての子どもたちに教えるという立場の中での自分の意欲、活力を高めるという両方の考え方があるんだろうと思いますので、是非、そういういろいろな先生方から、また、校長からいろいろなアイデアが出れば、先生方との活力も生まれるだろうし、また、いろいろな刺激を受けることによって、教える工夫もまた生まれてくるんだろうと自分は思っているんですね。そういう意味で、今の管理職の中で、多分、予算というのは、いろいろここにも答弁書あるように、いろいろ上がってきたものをきめ細やかに上げて予算化しているんだろうと思います。ただ、現場で上がってくるもの、要するに現場の感覚がその予算に対して、どういう思いがあるのかということであれば、いろいろ教師間でも、自分とすれば、こういうアイデアもあるんだけど、なかなか発言しづらいよとか、いろいろ上層部に任せきりの予算に多分なっているようなんですよ。自分の取り方として、そういう気があるものですから、根っこからいろいろなそういうアイデアを引っ張り出して予算化するということは、多分、こういう刺激の下でいろいろ活力が見いだされてくるんだろうなという自分なりの思いがあるものですから、それで、今回、どうなんだということで、具体的には、金額等はいいですけども、具体的にこういうような事例もありますので、是非、こういう工夫をして、学校長なり、また、教職員、そして、子どもたちに教える意欲の向上、また、活力の向上を高めていただきたいということで、提案をさせていただいた次第なんですけれども、もう一度。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、議員が言われたことなんだろうというふうに私なりに理解をさせてもらっています。ですから、どんな手法で、各学校の校長方に町の考え方を伝えていくかについては、これは教育長とちょっと協議をさせていただきます。ですから、もし、今、ご指摘のように、それが学校の活力なり、そして、独自の取り組みとして、学校がですね、校長を1つの要するにリーダーとして、教員の皆様方がそういう1つの毎年、こういう町で予算をある程度の予算を措置できるんだということであれば、違ってきつとくるのかなというふうには思っています。ただ、ご指摘のとおり、そしたら、今までそういう体制になっていたんですけどもいっても、学校側にその辺は伝わっていなかったのかもしれませんが。ですから、その辺はきちんともし、あれだったら、校長会の方にですね、もし、私、教育長に連絡いただいて、出席させていただいて、町の方の考え方、これはきちんと伝えた中で、浸透を図っていければというふうに思っていますので、今、議員が言っていることについては、全然、否定するものではありません。もし、そういうことが実現できるのであれば、私もできるだけそんな予算枠を設けた中で、ただ、これ手法ですから、予算執行のその辺まで議員が言ったことが全てうちでできるかというのは、ちょっといろいろと調整も必要だと思っていますので、考え方は理解をさせていただきましたので、教育長とそんなきちんと調整をさせていただいて、校長にその辺は伝えていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）



違う観点でお話の方させてください。多町と比較して、大変、失礼なんですけれども、本町に来られる先生方、それから、管理職の方々から伺ってもらえれば、もっと裏付けが分かると思うのですが、他の町から比べて、知内町教育予算、非常に潤沢です。そして、こんなことを取り組みたいというご意見もかなり汲むこともできます。のこを持ってきます。例えば、先ほど、お話ししました5か年にわたる中期計画を作ったのは、当時の学校長全員と教育委員なんです。ですから、この中期計画の中には、それぞれの学校の校長先生の思いが全部込められていますし、それらに基づいて、5か年の推進計画を立てて今に至っているということになります。それから、現実的な話として、先ほど町長もお話ししたように、高等学校における大手予備校とのサテライトの連携だとか、それから、検定料の無料化だとか、これらについては、実は学校からの要望を形にしたものであって、高等学校として、子どもたちの学習環境を整えるということと、それから、生徒募集を力強く進めていくということでの話も伺って、これも町の方に理解してもらって、実現した次第です。また、昨年、制定していただきました、いじめ防止条例に関しても、このいじめの防止を進めていくのに、今、中学校や高等学校で、市販のハイパーQ Uというテストを購入し、それをかけながら、学級の状態や子どもの見ていけるというふうにして、例、何点か上げたんですけども、町としては、教育委員会というよりも、学校の要望を非常に良く捉えていただいて、知内町の教育のやっぱり展望を開けるような方向で予算を割いてくれますので、これは大変ありがたいことであるし、そういう意味では、違う観点から、今度は今、ご指摘のあったように、学校が自分の裁量でそれぞれの学校を運営していくということになると、その学校運営協議会が大きな柱になっていくと思いますし、この中には当然、地域のご意見も反映されますし、広い範囲の中で、この予算について、どう使っていくかとか、自分たちの狙っている学校づくりのために、何をしていくかということが議論になってくると思うのですが、そちらの方、今年度からスタートして、28年までの間に準備期間を終えながら、全域に設置してスタートしていきたいなと思っています。以上になります。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

以前の教育長、松本さんといろいろお話した経過あります。一般質問でありますけれども、そのときに先生方の質の向上ということで、それぞれどういう工夫をしているのかということで伺った経緯があるんですけども、当然、教員間の要するに例えば、田中教育長が教鞭を執っていれば、それを全学年の教員たちが見学しながら、チェックしながら、自分で足りないところ、また、悪いところ等の指摘をしあうという教員間同士の刺激はあったそうですけれども、ただ、その中に塾の先生、今、サテライト予備校でやっていますけれども、ネット上でありますけれども、実際に塾の先生というのは、プロですから、まして、子どもたちの人数が少なければ、自分の給料も減るわけですよ、そういう中で、教え方をいろいろな工夫をしながら、自分の生徒を獲得するということで、必死なわけですよ。悪いところ、どんどん改善して、いろいろな良いところを学びながら、自分の知識として蓄えて教えの向上を図るという1つのモラル持っていますので、そういうプロの目線を入れたらどうなんだということで、検討で終わっちゃったんですけども、ただ、これも見方によればですよ、今、高校でやっている予備校のネットでのやつですけども、見方によれば、塾の先生に

頼っているのかという見方もできるわけですね。自分たち、学校の教員がいるわけですから、教員がそういう自覚を持って、どんどん子どもたちに1年から3年まで学力を教えていく、自信を持って教えていくという、そういう1つの信念があっても当然だろうと思いますし、こういうのに頼らなくても、自分が精査すればいいわけですよ。いろいろなところに行って、こういう教え方もあるんだな、こういう教え方もあるんだなという、自分の質を向上させれば、子どもたちにどんどんそれを伝えることが可能でありますし、それによって、自分もまた更に高みを目指せるんだろうと思っていますので、これは1つの前に松本教育長とお話した経過なんですけれども、いろいろと活用方法あるだろうと思いますので、町長も前向きなようですので、是非、その辺を活用して、お互いの刺激を得ながら、子どもたちの学力向上に努めていただければありがたいなと思います。何かあれば。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

教員の資質向上について、今の段階でのことで、自分の考え方でお話ししたいと思います。塾の講師、仕事ですし、生徒募集ということがありますので、そのノウハウについては、今、全国での学力テスト等々で、いろいろな自治体でそれに倣ったような取り組み方をしているところもあります。本町では、じゃあ、それと同じことしているかといったら、それはしていません。それで、具体的には、先生方の研修は、1つはチームワークで進めていくのもそうですし、知内町のように、小学校が3校あれば、規模の大小にかかわらず、先生方が集いながら、勉強する機会が設けることができます。これは、知内町であれば、幼稚園から高等学校までの先生方にやっていきますので、そういう意味では、広い範囲の中の活動ができます。合わせて、中学校が前にもお話ししたと思うんですけども、1校で単独の設置ですので、例えば、社会科の教員であれば、1名しかいません。教材研究をするにしても、今、ご指摘のように、研修活動するにしても、1名ですから、専門教科の刺激を受けることができません。よって、附属の函館中学校と連携しながら、先生方がそのつながりを生かして進めていっていると。また、高等学校の先生方の力も生かしながら進めていくと。そういう意味で、まだ十分でないのかもしれませんが、学校中心にしながら、それぞれの課題に取り組みながら、資質の向上を図っているということで、ご理解いただければありがたいと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

2つ目の質問に入らせていただきます。

「少子化対策戦略プランの策定について」お伺いします。

平成15年7月、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成18年6月には「新しい少子化対策」が、平成19年12月には「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、このような国の少子化対策に基づき、当町においても次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備・充実を図るため、「知内町次世代育成支援行動計画」を策定し事業を実施してきているところであるが、今年度で後期計画が終了し、平成27年度に向けて、新たな計画の作成が急がれるところであり、年少人

口（0～14歳）が、平成7年の1,161人以降さらなる減少が続き、平成15年には779人、平成26年3月には534人、人口割合が11%となり、出生数も平成7年の60人から25人まで減少し、将来に影響を及ぼし得る危機的な状況となっている。

このようなことから、全町一丸となってこの課題に取り組むためにも、具体的な戦略プランの策定が必要と考えるが、町長の所見をお伺いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

少子化対策についてのご指摘でございます。答弁要旨に基づいて、答弁させていただきますけれども、本町では、これまでの農林漁業の基幹産業の振興に加え、火力発電所の立地や木材加工業など、地域特性を生かした産業の振興を進め、人口や出生者数、減少傾向は続いているものの、近隣町と比較して、多少とも優位な状況であろうと考えているところであります。しかしながら、人口や少子化等の将来推計を見ると、大変、衝撃的な数字が出ており、これらの対策は、議員のご指摘のとおり、全町一丸となって取り組むべき、喫緊の重要課題であるという認識をしておりますので、まず、ご理解をいただければと思います。私は、平成23年2月から町政を担わせていただいておりますが、知内町の将来を見据えたときに、人口減少を如何に食い止めるか、若者をどのようにして、この町に定着させるか、安心して子育てができる環境をどのように整えるかということまちづくりの重要項目と位置付け、町政を進めてきたところでございます。とりわけ、基幹産業である農林漁業の振興では、これまでの施策事業を充実、進化させるとともに、林業振興の新規施策を進めるなど、就業人口拡大のための各種施策を積極的に実施したいと考えておりました。さらには、子どもを産み育てやすい環境づくりのため、これまでの子育て支援交付金事業や保育料の軽減事業に加えて、中学生までの医療費の無料化や任意予防接種事業の接種費用の助成をはじめとして、学童保育事業の拡充や施設整備などに取り組んでまいりましたが、今後は、認定子ども園の設置についても、早急に方向性を見いだしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますよう、お願いを申し上げます。さらには、少子化対策の具体的な戦略プランの策定についてのご指摘でありますけれども、今、国においても、国の経済財政運営方針、いわゆる骨太の方針に50年後に1億人程度の安定した人口を保持とする人口減少問題について、初めて明記することとしており、人口急減、超高齢化への流れを変えるため、従来の枠組みにとらわれない、抜本的な取り組みにより、切れ目ない支援を行っていくことが重要として、具体化を急ぐよう指示されていることについても、議員既にご承知であろうと思っておりますので、私としても、国の動向を今、注視をさせていただいているところであります。さらには、北海道としても地域少子化対策強化事業として、結婚、妊娠、出産、子育て等に関する知識や情報の提供を若い世代から行うほか、妊産婦に優しい環境づくりの推進や地域で子育てを応援するネットワークを推進してまいりまして、積極的に連携を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。さらには、平成24年8月に成立した、子ども子育て関連三法に基づき、これまでの知内町次世代育成支援行動計画に加えて、平成27年4月からスタートする、新たな知内町子ども子育て支援事業計画、これは5か年計画でありますけれども、策定することとしておりまして、議員がご指摘の少子化対策について、具体的な検討を進めてまいりたい

と考えているところでありますので、ご理解をいただきますよう、お願いを申し上げます。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

今、町長から答弁をいただきましたけれども、国の政策というのは、平成2年、1.57という合計特殊出生率ですか、これが1.57に下がったということで、1.57ショックということらしいですけれども、それから少子化対策が代々、始まってきたという経過があるそうなんですけれども、その流れ、エンゼルプランだとか、新エンゼルプランだとか、仕事と子育ての両立支援策の方針だとか、いろいろあるんですけれども、それに則って、町も次世代の育成支援行動計画を作成しているということになるんでしょうけれども、いろいろ政策はするけれども、じゃあ、現実的に田舎に来てどうなんだと。国で持ち上げる、その政策が浸透しているのかと。郡部まで、1から10まで浸透しているのかということ、なかなかそういう雰囲気でもありませんし、政策の内容でもないような気がするんですよ。それで、町独自の政策がこれからやっぱり必要になってくるだろうということで、次の戦略プランをいろいろ各方面から、いろいろアイデアをいただいて、具体的に数字化しながら、提案していくということも1つの今年、今、26年で切れるわけですから、27年度に向けての提案を深めていく時期に入っているんだろうなという気がします。それで、いろいろ国でやってきている少子化対策、じゃあ、何で少子化対策やるんだということで、ずっと載っているんですけれども、それは、内閣委員会調査室らしいですけれども、その人口減少によって、経済力の低下、これは当たり前なことなんですけれども、高齢化による阻害される経済成長、そして、食料エネルギー等の調達不能ですか、そういう現象、そして、共同体の消滅、ちょっとこれが一番、自分としては気になったところなんですけれども、共同体の消滅、これは、地域によっては、人口が都市に流出するなど、急速に過疎化が進行し、防犯、消防、教育、医療、上下水道、道路、鉄道等といった社会サービスの提供が困難になるという、多分、いずれこういう状況になるんだろうと思います。ということで、以前、片山総務大臣でしたか、都市部に要するに集約せよという講演があったんですけれども、要するにどんどんどん利便性の良いところで皆さん生活しましょうよという、これが国の方針なのかどうかわかりませんけれども、いずれにせよ、利便性が悪くなれば、我々だって、多分、サラリーマンであれば、都市部に利用しやすいような生活圏を求めて移動するんだと思うんですよ。これが一番、気になったんです。自分とすれば、将来、こうなったときに、じゃあ、我々はどうしたらいいのかと。本当に一次産業だけでこの町を維持できるのか、知内町を維持できるのかという、具体的な問題になってくるわけですよ。そして、町長の答弁書にもありましたけれども、将来の子どもを産めるといったら失礼なんですよ、今、大変、セクハラ問題ではやっていますけれども、20代から39歳の女性の減少率ということで、大々的に報道されました。これで、知内町に170名という、2040年ですよ。この数字を見ればですよ、果たして、本当に今の知内町、財政的に維持できるのかなという、そういう状況がもうすぐ目の前に迫っているんだなという気が致します。まして、知内町の0歳から14歳の人口、平成26年、女性が262名なんですよ。これ多分、2040年になれば、結婚適齢期になるんだろうと思いますし、まして、出て行く方もいれば、嫁さんとして入ってくる方もいるんだろうと思います。

その中でこの170名という数字が出れば、何か現実性もあるような気がするんですよね。それで、少子化対策、これから急ぐべきだろうと自分は考えるんですけども、具体的に戦略があれば、お伺いしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

具体的な戦略を言わせていただきますけれども、なかなか少子化対策というのは、各自治体で頭が痛い大きな課題であろうというふうに思っています。そんなことから、私も今、この推計が2040年の推計が出たときに、機会ある毎にその数字を皆様方に提示をさせていただいています。何もやらなければ、この推計になるんですよということでもあります。ですから、私は今、新規事業、いろいろやらせてもらっていますけれども、新規の事業をやったときに、そこで、新規就労者が出る形を今、作らせてもらっていますということも言わせてもらっています。それで、今、ほかの自治体と比較すると、少しは数字的には、ほっとする部分、ただ、安心はできません。今、議員がご指摘のように、20歳から39歳の人口が今170人という数値が示されてですね、果たして、この推計どおりいくのかどうかということは、ただ、先ほど言いました。何も手を付けなければ、要するに交流事業が拡大しなければ、こういう状況ですよということでもありますので、あくまでも、推計であります。ですから、それは重く受け止めますけれども、それを1つの要するに考え方をし、まちづくりの考え方として、きちんと受け止めた中で、新たなまちづくりを如何にするべきかということなんだろうというふうに私は今、理解をしています。それで、先ほどもちょっと申し上げました。新たな計画も今、作らなければならない状況になっています。その中で、国に頼っていただけ、道に頼っていただけでは、それは要するに解決できないと。これは議員のご指摘のとおりだと私もそういうふうに思っています。ですから、町独自で、知内町の要するに少子化対策、如何に要するに戦略的に打ち出せるか、これは是非、今27年4月からのその計画の中に、地域の皆様方の意見を聞きながら、きちんと行政が主導するのではなくて、地域に今、住まわれている人方で、どういうふうに変えることによって、それが少しでも人口減少を食い止めるかというのは、是非、そういう地域の皆様方の意見を聞かせていただいて、方向性を見いだしていければというふうに思っています。もちろん、この大きな課題でありますので、議員の皆様方からも意見をいただきながら、計画策定にあたっていければというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思っています。ただですね、いろいろと課題があります。後継者が育っていないという言われ方もするんですけども、私は後継者、それなりに農業の要するに後継者の皆様方、漁業の後継者の皆様方がいると思うんですよ。ただ、なかなか結婚する時期が遅くなっているということも事実であります。ですから、そのものがですね、今、1つ、知内町では大きな課題でないのかなというふうに、そういう形で今、捉えています。ただ、これはですね、行政が中にどんどんどんどん入って行って、基本的には、本人のプライバシーの問題がありますので、なかなか要するに町が早く結婚したらどうですかというのは、なかなかこれは難しい課題だと思っています。ただ、難しい課題であるけれども、現実的に知内町が今、状況としては、そういうものがありますので、これは1つ解決するために、どういう手法があるのか、これも1つですね、各地域の皆様方から、そして、意見をいただきながら、何とか方向性を見いだしていければというふうに思っています。そ

れと、子育て、少子化対策。要するに3人目のお子さんが生まれたら、町が100万円出しますよ、200万円出しますよという町もあります。少子化対策として。私はですね、それは根本的な要するに少子化対策にならないというふうに思っているんです。それで、人口が増える、子どもが増えるんだったら、これはですね、是非、やりたいなと思っています。でも、そこは私は違うと思っています。あくまでも、要するに子どもさん方が要するに大きくなって行って、今のこの経済状況の中で、やっぱり大学に進学させたい、専門学校に進学をさせたい、その中の要するに財政負担だというふうに思っているんです。ですから、私は、知内高校の卒業生が要するに大学へ行きたい、専門学校へ行きたいということで、町がですよ、要するに3人目のお子さんに対して、町が要するに奨学資金制度を新たな奨学資金制度を作って、そして、地元へ帰ってきていただいた折には、その部分を免除するというのも、1つの少子化対策の根本的にきつとなってくるのかなというふうに私なりに今、考えているところであります。ですから、今、議員言うように、きちんとした方向性を示せということでもありますけれども、これはですね、今、1年間、要するにいろいろな皆様方から意見をいただいた中で、そして、私なりに今、考え方を持たせてもらっていますので、それも含めた中で、何とか良い方向を目指していきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければというふうに思っていますし、議員もお子さん、今、要するに抱えておりますので、是非、その辺の意見をいただければというふうに思っていますので、よろしくお願いを申し上げます。以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

今、町長言われるように、単費的な助成、3人目生まれたら何十万円だとか、福島町もやっていますけれども、ただ、それは一過性の考え方で、じゃあ、それが継続的に少子化に本当に実際に結び付くのかということになれば、一時的に親は潤っても、いろいろな使い道の方で、そのお金が消えてしまったら、怒られるかも知れませんけれども、多分、子育てにどれだけの援助になっているのかなという、そういう思いをすれば、以前、子ども手当もありましたけれども、ちょっと疑問に思うところなんです。それで、いろいろ考え方はあるでしょうけれども、今、幼稚園の無償化、自民党の公約にもあります。それで、今あちこちで無償化についてどうなんだという議論は進んでいるんだと思いますし、現実やっているところもあります。それで、3歳以上の無償化ということになると、保育園も入るわけですから、保育園の金額というのは、結構、所得割でいきますので、結構な負担になるんですよ。これをもし、持ち出すとすれば。それで、以前、所管調査でもやっていました。認定子ども園ですね。今、副町長先頭に、その方向性も見いだして、結果、近々出るんだろうと期待はしていますけれども、早めに認定子ども園をやることによって、もし、やるとすればですよ、無償化をやるとすれば、財政的負担軽減にもなるわけですよ。それ1点だけでやれということではありません。自分は前から言うように、英語教育ありますので、英語教育で要するに地域興しができるだろうという認識は持っていますので、それはちょっと今日の題材と外れますのであれですけれども、やっぱりいろいろな角度から、少子化対策とはどうあるべきなのか、検討する時期にもなっているんだろうと思います。それで、さっき、町長からもありました。結婚、これがまず、大前提なんですよ。まず、結婚していただいて、子どもを産んでもらうという、これは本当に大切なこと

で、これが崩れると、少子化対策も何もあったものじゃない。途中の子育ての支援でしか、経過でしかないんですね。根本的にそしたら、少子化対策になるかといえば、この結婚なんです。じゃあ、国の報道に出ていましたけれども、国の報道でも、結婚対策に大々的に乗り出すということで、自治体への支援ということも謳われております。婚活支援ですとか、融資、いろいろあります。住宅支援だとか。いろいろ制度、これから出てくるんだろうと思いますので、それらの制度をうまく活用して、当然、子どもを産むということになれば、財政負担もあるわけですから、住宅手当だとか、いろいろ手当できるところはあるわけですよ、結婚準備として。そういう結婚準備段階の支援、または、巡り会いをつくる機会、これもやはり大々的に広域、要するに広域四町ありますけれども、四町取っ払って渡島・桧山でもいいし、北海道でもいいですから、行政的に何かの機会、首長が集まる機会の中で、そういう連携を取って、施策1つ、2つ出していただければ、ありがたいのかなと思っております。まず、本当に結婚するというのが大前提です。知内町にも何人いるのかわかりませんが、その辺、ちょっと一旦、区切って、その考え方について、お尋ねしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、議員からご指摘をいただきましたけれども、私も要するに若い人方が定着できる要するに環境整備ということをおっしゃっていただいておりますけれども、いくら若い人方が地元で定着したとしても、結婚しなければ、子どもの数というか、人口減少というのは食い止められないという考え方は、議員の考え方と一致しているところだと思っております。ですから、今、先ほどもちょっと言いました。町がどれだけそこに体制を整えられるか、今、ご指摘いただきました貴重な、要するに住宅の関係、それから、幼稚園の授業料の免除なり、無償化なり、そんなことも含めながらですね、是非、認定子ども園、これは今回の行政報告の中に入れさせてもらいましたけれども、やっぱり早い時期に方向性を見いだしたいということで、今、副町長中心になって、今、何回か検討会をやらせてもらっています。そんなことから、その方向が出たら、議員の皆様方にも要するに内容等をですね、方向性を示させてもらえればと思っておりますので、その中で、当然、今、民間で要するに運営していただいている保育所と行政が運営している要するに幼稚園と一緒にするわけですから、いろいろな課題が出てきます。その課題を1つ、今、どんな形で解決できるかということをおっしゃっているということで、まず、ご理解願います。その中で、同じ形で今、体制を整えるとした場合に、当然、今、保育所については、議員もご指摘のように、国基準からいったら、まだまだ保育料というのは高いんです。うちはもう従来から町独自の要するに算定方法で1千万円近くの要するに町負担で保育料を軽減させてもらっていることもありますので、その辺も含めた中で、今、体制を整えられればと思っております。ですから、今、渡島全体でという話がありましたけれども、まず、渡島西部四町、これはですね、ワーストスリーですよ。要するに2040年の高齢化率、これ見たら大変です。今回の20歳から39歳の数字でも、今、渡島西部四町すごく厳しい状況になっておりますので、これは今、いろいろとまちづくりの関係で、四町の行政連絡協議会という、前町長が立ち上げをして、それが組織として残っておりますので、その中で、子育て、少子化対策、そして、お互いに結婚できる四町で1つ取り組みませんかということもですね、今、議員からそういうご指摘をいただきましたので、これも1つ大きな課題として、

今、連携を図っていければというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

次世代の後期の方、後半を見れば、アンケート調査やっているんですね。アンケート結果ということで、いろいろ出ています。この中で、子育てをする上で、どのような不安や悩みを持っていますかとか、今後、利用したいサービスについて、いろいろ書かれているんですけども、時間の関係上、あまりやりませんけれども、是非、こういうの出ているのであれば、こういう問題点を100%解決しましょうだけで、子育て支援になるんですね。こういうのを是非、活用しながら、やっていただきたい。その中で、特に子ども、途中で学校を帰る、帰宅せざるを得ないという、熱を出したとか、いろいろありますので、その辺のケアをどうするか、そして、町長の後半の答弁にありました、妊産婦に優しい環境づくり、これはそしたら、具体的にどうなのか。要するに保健師さんもいますよね。要するに子どもが生まれた。手帳をもらう。その段階から保健師さんがかかわって、出産まで手助けする、そういうプランもあってもいいんだと思うんですね。今、旦那と嫁さん、どうしても旦那が仕事いうことになれば、いざというときの不安というのは莫大なものだと思うんですね。それが保健師さんが、そういう不安があるとき都度対応しながら、そういう不安を解消し、これは中身を見れば、多少はやっているような気はするけれども、ただ、出産にまでどうのこうのということはないんですね。出産まで本当に立ち会う、男が立ち会うよりも、保健師さんが立ち会った方がよっぽど心強いんだと思うんですね。そういう面もアフターしながら、これからやっていくという方向性でやっていただければありがたいと思います。それで、さっき、医療費、中学校までということで、町長就任してすぐやりました。医療費無償化。今、あちこちで高校だとか、いろいろ話もあるようですけれども、果たしてどうなのか。私は中学校で十分なのかなという、あと違う方向で、先ほどの話に戻りますけれども、給食費の負担だとか、中学校まで無償にするだとか、いろいろ独自のアイディアの下で、要するに嫁さんなり、そういう人が知内町に来れば、結婚から、結婚を要するにすれば、環境の良い住宅に住めて、そして、出産まである程度のサポートはいただけて、そして、産んだあともこういうような手助けがあるんだよということを常にアピールすることによって、嫁さんの来やすい環境が生まれるんだろうと認識していますので、是非、今、独身男性結構おりますので、その辺の調査を是非していただきたいというのは、これ当別町なんです、当別町で四町でちょっと視察したときに、少子化対策戦略プランというのが、町長、不在のときで、選挙だということで、不在のときだったんですけども、町長の了承が得次第、これを本格化させたいということで、まとめた資料なんですけれども、知内町になかったこと、平均初婚年齢、生涯未婚率、こういうデータもあるんですね。民生に聞いたら、ないそうです。やっぱりそういうのを把握しながら、知内町には独身男性これだけいるんだよという、独身女性もこれだけいる、何とかしましょうと。皆さんでもし、そういう不安があるのであれば、不安を解消しながら、こういうデータに則って、良い巡り会いを町政からもしていただければ、巡り会いの場をつくっていただければ、ありがたいなと思っております。理想の人数の子どもを育てられる環境整備ということで、知内町が北海道のナンバーワンになってくれることを祈って、



終わらせていただきます。町長からもし、あれば。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、議員からご指摘をいただきました。何とか管内でいろいろな取り組みがあって、それも私も情報として持っていますので、それを参考にしながら、ただ、まねするだけではなくて、知内町のやっぱり要するに地域性もあろうかと思えますので、その辺をきちんと理解をしながら、作成をさせていただければというふうに思っています。それと、先ほどちょっと出ました、医療費の無料化についてのご指摘でありますけれども、全く私も同じ考え方です。基本的には、町が要するに無料化するのは義務教育でいいだろうというふうに思っています。そのほかにいろいろと今ほかに活用するものというのは、あります。ただ、将来的にですよ、知内高校を存続するがために、これも1つの手段として、要するに考えなければならぬということがあったら、その辺は考えますけれども、今の時点では、それは持っていません。基本的には要するに義務教育で十分だろうというふうに思っています。そのほかにもし、子育てで要するに家庭の財政負担をする場合に、何があるかということは、またいろいろとあると思えますので、そっちの方に目を向けていければというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。再度、申し上げます。知内町の地域にあった、要するに子育て、要するにそういうプラン、きちんと計画の中に盛り込ましてもらえればというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

さっきの当別町なんですけれども、事業費だとか、具体的に書かれています。そして、グラフ化して、非常に見やすいと自分は思いました。ただ、中身の方は知内町の方が勝っているだろうと思えますよ。やっていること多々ありましたので。ただ、こういう町民にも見やすいような感じで作成していただければ、大変ありがたいなと思っていますので、よろしくお願い致します。あと、高校の無償化ですけれども、教育長が頑張っているうちは、多分、存続は可能だと思えますので、あと、10年、20年は存続できるように、教育長が何とかしてくれるものと信じておりますので、是非、この少子化に一生懸命取り組んでいただきたいと思えます。終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで一般質問を終わります。

---

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、町長から、今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今議会に上程をしております、議案10件について、ご説明を申し上げたいと存じ上げます。

議案第1号の地方自治法第203条及び第203条の2に定めあるものに対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。学校運営について、保護者や地域住民の意見を取り入れるための制度として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、この度、本町において、学校運営協議会を設置することから、本協議会委員に加え、委員を加えるための条例の一部を改正するものであります。

次に議案第2号は、知内町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例についてであります。近年、過疎化、少子高齢化などにより、墓の管理が困難になったり、墓の継承者不在の問題が本町にあっても顕在化していることから、知内町墓地に合同納骨塚を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に議案第3号は、知内町木質資源貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。今年度より導入する木質バイオマス熱エネルギーの利用に伴い、木質資源貯蔵施設を設置するにあたり、本施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に議案第4号は、知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてであります。産業の振興や生活環境の整備など、本町における課題解決を図るため、主要な施策事業を新たに計画に加えることが必要となったことから、本計画を変更するものであります。

次に議案第5号は、辺地に係る辺地整備計画の策定についてであります。小谷石地区の総合的な振興を図るため、今年度から新たに5か年計画として、本計画を策定するものであります。

次に議案第6号は、平成26年度知内町一般会計補正予算(第4号)であります。補正の主な内容は、総合行政システムクラウド版導入業務委託料、知内ふ化場取水施設整備補助金ほかで、歳入歳出に1億9,454万4千円を追加して、補正後の予算額を41億8,649万9千円とするものであります。

次に議案第7号は、平成26年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)であります。補正の主な内容は、新たに導入する総合行政システムクラウド版の利用料が必要となることから、予備費を減額して、所要額を追加するものであります。

同じく議案第8号は、平成26年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)であります。補正の主な内容は、新たに導入する総合行政システムクラウド版の利用料が必要となることから、歳入歳出に55万7千円を追加し、補正後の予算額を6,352万2千円とするものであります。

次に議案第9号は、知内町介護保険特別会計補正予算(第1号)であります。補正の主な内容は、職員の異動に伴う人件費と総合行政システムクラウド版利用料の合わせて72万7千円を保険事業勘定の歳入歳出に追加して、補正後の予算額を4億6,132万8千円とするものであります。

次に議案第10号は、知内町水道事業会計補正予算(第2号)であります。業務の予定量並びに資本的収入及び支出の補正であり、資本的収入の工事負担金に25万円を追加し、資本的支出の建設改良費に60万円を追加するものであります。

議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますけれども、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。よろしくお願い致します。

---

● 議案第1号 地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第1号『地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第1号、地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について。

地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、新たに学校運営協議会委員を追加するためのものです。なお、学校運営協議会の概要につきましては、予算説明資料見だしナンバー5、教育委員会関係資料をご参照願いたいと思います。

附則として、この条例は、平成26年7月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

この委員のメンバーの構成は、人数は何人で、それから、この人たちはどのような形で選ばれるといったらいいのか、その辺について、どのように考えているのか、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

まず、委員なんですけれども、教育委員会が任命するという方式を取っています。具体的には、校長先生の推薦が主なものになります。学校長の推薦に基づいて、そのほか、教育委員会で推薦する方もいらっしゃるかもしれませんが、現段階では、学校長の推薦に基づいて選んでいきます。それから、メンバーは、10名以内ですね。委員の定数は、10名以内の委員をもって組織するというので、現実的には、今、予算の方に計上させていただきましたのは、知内高等学校で8名、それから、湯の里小学校で9名の中身で予算の方を計上させていただきました。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

今、教育長から高校と湯の里小学校という部分、あとのほかの2校は、そういうものはまず、設置する考えはないということでよろしいですか。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

26年度・27年度・28年度の3か年をこの学校運営協議会を導入する準備期間として位置付けました。当面、今年の段階で、小学校1校とそれから、高等学校ということで、これを今年度の11月頃に学校での実績をお互いに評価しながら、順次導入ということで進めていきたいと思えます。遅くても、29年度には、全部の学校に学校運営協議会を設置できるような進め方をしていきたいと思っています。

◎ 議長（伊藤政博）

ちょっと待ってください。運営委員会の内容については、一般質問の中です、ね、補正で出ておりますので、そこで質疑をしていただきたいと思えます。今回、203条に関する条例の範囲内をお願い致します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

● 議案第2号 知内町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第2号、『知内町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第2号、知内町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例について。

知内町墓地設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

次のページをご覧ください。知内町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例。

知内町墓地設置及び管理条例（昭和49年条例第22号）の一部を次のように改正する。

この条例については、知内町墓地に合同納骨塚を建設するための改正条例です。

第2条の次の1項を加える。2項として、知内町墓地に付属施設として、合同納骨

塚を設置する。

第4条に次の2項を加える。3項として、合同納骨塚を使用しようとする者は、合同納骨塚許可申請書、様式第3号を町長に提出して、その許可を受けなければならない。

4項として、町長は、前項の規定により、許可したときは、当該申請者に許可書（様式第4号）を交付する。

第5条に次の2項を加える。

4項として、合同納骨塚を使用しようとする者は、使用料、焼骨一体5千円を使用許可の際、納付しなければならない。

5項として、合同納骨塚を使用しようとする者のうち、甲の援助を受ける者、町長において、貧困のため、使用料を納付する資力がないと認めた者、その他、町長が特に必要があると認める者には、使用料を減額し、または、免除することができる。

附則として、この条例は、交付の日から施行する。

なお、説明資料見だし2の生活福祉課1ページに新旧対照表を載せてありますので、ご参照願いたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

5条の部分に次の2項を加えるということで、ここのですね、町長において、貧困という言葉の文言が出ていますけれども、この辺の定義というか、町としては、どのような金額の部分を考えて想定しているのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。使用料の関係については、近年、ここに北見市と厚別、それから、小樽にあるんですけども、それを考慮しながら、平均5千円ということで、そのように設定致しました。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

質問の趣旨は、貧困という定義はどう捉えるかです。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

すみません。もう一度、ご説明致します。5項のですね、貧困ということは、生活保護等ですね、そういう人を対象として考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

生活保護とかそういう形の部分であれば、私としては、言葉はちょっとですね、もう少し工夫して、貧困という言葉ではなく、違う文言で表現してほしいなと思うんですけども、その辺について、どうでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午前11時40分 ）

（ 再開 午前11時42分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。この貧困の言葉については、他の条例についても、この言葉を使用しておりますので、ご了承を願いたいと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

条例の解釈の範囲なんですが、第3条の1項にですね、町民以外で、町長が特に認めた場合というふうになっているのですが、この範囲、以前、町に住んでいましたよとか、町長に関わりがあるんだと。全然、実際は知内町と全く関係のない、以前にあったという、そういう人たちでも、この共同墓地に入ることができるのか、この範囲というのは、どこまでなんだろうなど。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。現在の知内墓地の使用に関しては、従前、ここに本籍を持っていたとか、そういう関わりのある方については、墓地使用の許可を出すよという形になっていますので、合同納骨塚についても、そういう考え方で、今後、進めたいなどは思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

3条の中に、ただし、町長の特別の事由があるとき、町長が認めれば入ることができるとなっています。その範囲というのは、どういうことなのか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。範囲でありますけれども、元々の町の出身者であったとか、町に大きな貢献があった方だとか、原則的には、先ほども言いましたけれども、本籍が元々こちらにあった方というのを想定しております。転籍ですよその町に行っても、最後のお墓は、元々の本籍地だった知内町に建てたいというようなことを想定して、この条例は規定されているというふうにして解釈しております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

一番心配するのは、総体で280焼骨しか入らないんです。それから、総務課長の説明の中にありましたように、特に貢献のあった方って一体何だろう。入るのには、貢献あってもなくても、権利があったら入れるんですよ。その言葉というの非常にちょっと疑義感じたんだけど。ただ、一番心配するのは、この周辺では、納骨塚というのは、共同納骨塚、知内にしかないんですよ。いろいろな理由を付けて、そこに入れようとするというのが、やっぱり人間の心理ではないだろうか。そういうことで、

限定280焼骨しか入らないのに、瞬く間に満杯になってしまうという可能性だってないわけでもないだろうなど。だから、きちんとやっぱり言葉でなくて、管理規定なら管理規定でもいい、条例でなくて、規定なら規定をきちんとつくって、やっぱり限定をすべきだというふうに感じるんですが、もし、あったら説明願います。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。その辺については、これから内規等、十分、検討して、整備していきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、敦澤君。

◎ 5 番（敦澤良子）

参考までに聞いておきたいんですけども、うちの町内でも、行き倒れになって、実際に引き取りがなくて、お寺なんかには預かっていると、そういう人は、当然入れてもらえるんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。今、お寺さんの方にですね、例えば、身元いないとか、そういうことでお寺さんにうちの町の方からお預かりしているんですけども、その関係については、納骨塚の方にですね、入れるというふうには私は考えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

今、説明受けたのは、総務課長言ったのと、生活福祉課長が言っているのとは、お寺に預かっているのは、全く知内町の住人と全く関係ないでしょう。その辺の整合性、出てこないんじゃない。それきちんとやっぱり整理してかかった方がいいですよ。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。私が先ほど墓地の使用の範囲を説明させていただきました。ただ、行旅病死人といいまして、当町で行き倒れになって、身元不明の方については、うちに合同納骨塚がなかったものですから、やむを得ず、町内のお寺さんに安置をお願いしていた経緯がございます。ですから、今後は、合同納骨塚が設置されましたら、そういう方については、合同納骨塚の方に安置するしか、やむを得ないのかなというふうにして考えておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午前11時47分 ）

（ 再開 午前11時49分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

● 議案第3号 知内町木質資源貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の制定について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第10、議案第3号、『知内町木質資源貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長(網野 真)

議案第3号、知内町木質資源貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

知内町木質資源貯蔵施設の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨について、ご説明を申し上げます。

現在、本町では、森林資源の有効活用により、地域林業の活性化と森林整備の推進、資源循環型社会の形成による地域振興に資するため、各種施策を進めているところであります。今般、木質バイオマスエネルギーの地域熱利用を進めるため、木質資源貯蔵施設を整備することによって、チップの製造、原料の受入れやチップ製造を通じて、公共施設等への暖房熱源の供給が図られ、地域産業の振興と雇用の確保に大きく寄与するものと考えているところであります。

本条例は、知内町木質資源貯蔵施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものであります。

条例の内容につきましては、産業振興課長より説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長(伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長(西野俊一)

私の方から条例の内容について、説明させていただきます。

議案第3号の次のページをお開き願います。

この条例は、第1条の趣旨から第11条の規則の委任までの構成となっております。

詳細につきましては、予算説明資料見だし3の産業振興課関係の2ページをご覧くださいと思います。

この条例の制定につきまして、大きくこのページで2つ謳っておりまして、条例等の概要について、それから、2つ目につきましては、指定管理者導入までの工程につ



いてということで、説明させていただきます。

まず、条例等の概要につきましては、1つ目としまして、制定の目的ですけれども、2つありまして、今、副町長がおっしゃいました木質資源貯蔵施設を10月までに建築中であるということと、そのため、地方自治法の規定に基づきまして、本施設の設置及び管理に関する必要な事項を条例により定めるということが目的となっております。

続きまして、条例の概要につきましてですけれども、設置目的としまして、地域林業の活性化森林整備の推進、資源循環社会の形成により、地域振興、温室効果ガスの排出削減ということになっております。名称及び位置につきましては、知内町木質資源貯蔵施設、重内1082番地14になっております。施設管理者につきましては、町長または、指定管理者。指定管理者の業務と致しましては、原料の受入れ収集、製品の製造、供給、運搬、施設設備及び備品等の維持管理及び運搬、利用料金の周知等になっております。利用料金につきましては、施設利用者、または、製品利用者が支払う料金は、町長または、指定管理者の収入とするというふうになっています。

次に業務の体系ですけれども、ここに図を載せておりますけれども、指定管理者、木質資源貯蔵施設におきまして、未利用材によるチップの加工などを行う。森林所有者などにつきましては、チップの製造をお願いしたり、原木の受入れ、それから、チップの購入として利用するという形になっております。

続きまして、指定管理者導入までの工程の予定となっております。本日、議決いただきましたら、7月7日から募集をかけます。これにつきましては、町内の掲示場、掲示板、あと、ホームページにおきまして募集をします。このあと8月の下旬に臨時会を開いていただきまして、指定管理者の指定の議決をいただきまして、そのあと9月に指定管理者と町と協定を結びまして、10月1日から指定を開始すると。指定の期間につきましては、年度途中でありますので、5年6か月、平成32年の3月31日までを予定しております。

最後に附則としまして、この条例は、交付の日から施行します。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

第4条の原料のところなんですけれども、一般家庭及び事業活動に伴って生じた木質資源ということになっておりますけれども、以前、建設廃材だとか、そういうものは受け入れないという話だったんですけれども、この解釈はどこまで。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

説明致します。こちらにつきましては、建築廃材につきましては、もちろん、法律に則ってだめだということなんですけれども、端材だとか、そういうものにつきましては、家庭用だとか、事業用で出てきたものについて、受け入れるということになっています。

◎ 議 長（伊藤政博）

建築廃材はだめなんですね。ほかに質疑ありませんか。

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

参考までに、研修視察で行った、札幌の供給会社なんですけれども、建設廃材使っています。これはどのような手順で使うんですか。自分は解釈として、ボイラーの違い、または、傷めるだとか、いろいろ感覚があるので、それで使わない、使うということだったのかなと思ったんですけれども、法的に使えないというのはどういうことなんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

説明致します。先ほどのご説明ですけれども、ちょっと私の方で訂正させていただきます、受入れが法的にできないということではなくてですね、施設の中で、建築廃材は受けられないということの訂正をさせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

ですから、最初にその事業活動に伴ってということになると、建設廃材も入ってくるんじゃないんですか。入らないの。これだと一般家庭から何でもオッケーみたいな取り方されませんか。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午前 11時56分 ）

（ 再開 午前 11時57分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。廃材につきましては、例えば、釘だとか、塗料なんかを塗ったものだとか、そういうものにつきましては、もちろん受入れはできませんけれども、燃料として有効であれば、それは受け入れるということでご理解いただきたいと思えます。

◎ 議長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

その境目ですよ、基準をどうするかというのややこしいでしょう。だめならだめといた方が自分はいいと思う。万が一、それが入って、今度、機械に支障来たただとか、そういうトラブルの原因になるようなことであれば、この条例を変えるべきだと思うんですけれども、その辺、どうなんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

条例の第9条の方で、搬入禁止物ということになっておりまして、適切ではないものと判断した場合には、搬入してはならないというふうになっておりますので、こち

らにつきましては、先ほどの答弁の内容のものを想定しております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

どうやってもこの条例変えるべきだと思います。確かに 9 条、要するに町長の判断でだめだと言え、だめだというのはわかりますけれども、やっぱり機械を使う側です。どこまで町長の判断、1 回、1 回、町長の判断を仰ぎに出向いてどうのこうのというスタイルではないと思いますので、まして、今回、入れる機械が、そういう建設廃材には不向きだという機械なんでしょう。ということになれば、やっぱり一般家庭、もしくは、活動事業に伴って生じた木質資源というのは、とりあえず、今回は条例から排除すべきだと思いますので、これについては、反対致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですので、討論を終わります。

これから、議案第 3 号を採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため、暫時休憩致します。

午後 1 時の再開と致します。

（ 休憩 午前 11 時 59 分 ）

（ 再開 午後 1 時 00 分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を開きます。

---

● 議案第 4 号 知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 11、議案第 4 号、『知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

議案第 4 号、知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

知内町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

過疎計画の変更につきましては、これまでも何度か変更の議決をいただいていると

ころです。今回の変更につきましても、従来同様、今後、町の活性化のために必要な事業を実施するにあたりまして、その財源として、過疎対策事業債を充当可能とするために必要な事業の文言を追加するものでございます。事業につきましては、お手元の予算説明資料でご説明を申し上げます。

見だし1の1ページ目です。まず、1、産業の振興のところ、(8)の振興及びレクリエーションのところなのですが、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業ということで、実はこの交付金をいただいて、平成25年度に知内川の重内頭首工に魚道を設置してございます。今年度は、それに関連したアクセス道路と面的な整備を予定しているものでございます。今年度も同じくこの交付金をいただく予定なんですけれども、交付金の補助裏に過疎対策事業債を充当したいという内容でございます。

次のページです。同じく産業の振興のところ、(9)過疎地域自立促進特別事業ということで、いわゆるソフト事業なんですけれども、この事業に町民植樹祭の事業、資源培養管理型漁業試験助成事業、これは漁業の実施主体でございます。更に漁場管理助成事業ということで、これも同じく漁業主体の事業なんですけれども、その助成金に対しても、過疎ソフト事業ということで、過疎対策事業債を充当したいという内容でございます。

次に3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進のところ、(8)の道路整備機械等のところ、公共施設等除雪機械購入事業を追加したいという内容でございます。

次に4、生活環境の整備のところ、1、現況と問題点の水道施設です。湯の里浄水場につきまして、降雨時に原水濁度など現象が見られるということで、良質な水を安定供給するための体制構築をする必要がある。更にイの下水道のところでは、施設が一部老朽化していることに対応しまして、更新が必要ということで、必要な文言を追加するものでございます。

次のページの(2)、その対策ということで、②湯の里浄水場の水質向上に向け、施設改良を図り、更にイの下水道のところでは、施設・設備を計画的に更新し、長寿命化を図るという文言を追加致します。

更に同じく引き続き、(3)の計画として、今の湯の里浄水場の改良工事を事業として追加するとともに、(4)の消防施設のところ、高規格救急車導入事業、これは1台を想定してはいますが、その事業を追加するという内容でございます。

更に教育の振興のところ、旧過疎地域自立促進特別事業、これも先ほど来のソフト事業でございます。一番下の欄、知内高校各種検定受講料金助成事業ということで、高校生がいろいろな検定を受講する際の費用を100%町で助成するという内容でございます。

更に10番と致しまして、その他地域の自立促進に関し、必要な事業と致しまして、現況と問題点に小谷石総合振興対策事業を追加しようという内容でございます。記載のとおり、本町の小谷石地区は、津軽海峡に面した急峻な傾斜地云々ということで、これまで小谷石総合対策、様々な事業、国の補助金だとかをいただいて展開してきておりますけれども、本年度はその対策として、同じく小谷石総合振興対策事業と記載している員ですけれども、中身の今年度は、冷泉のボーリング調査ということで、この計画の議決をいただいたあと、今回の補正の事業の中にも組み入れてございます。事業の説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## ● 議案第5号 辺地に係る総合整備計画の策定について

### ◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第12、議案第5号、『辺地に係る総合整備計画の策定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

### ◎ 副町長(網野 真)

議案第5号、辺地に係る総合整備計画の策定について。

知内町小谷石辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

本計画の趣旨につきまして、説明をさせていただきます。

小谷石地区は、学校や役場等の公共施設までの距離や路線バスの運行回数等を基礎として、生活条件の厳しさを点数化した数値が辺地度点数でございますが、一定基準を超えて、町内で唯一辺地に該当しております。このため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する規定に基づき、計画期間を5年間とする辺地計画を策定し、これまで、携帯電話用の鉄塔施設や光ファイバー施設、小谷石町内会館の整備を計画に盛り込み、補助金や辺地債を活用して地区での各種公共施設の整備を推進してきたところであります。この度、平成21年度に策定した辺地計画が平成25年度で終了となり、引き続き、小谷石地区の振興に向けた各種の公共施設の整備を進めるため、辺地債の活用を予定する事業を盛り込んだ新たな計画を策定するものであります。なお、辺地法に基づく北海道知事との事前協議を終えており、本年5月16日付けで、本計画の内容に異議がない旨の回答を得ているところであります。計画の内容につきましては、政策室長より説明を致しますので、よろしくお願い致します。

### ◎ 議長(伊藤政博)

総務企画課政策室長。

### ◎ 総務企画課政策室長(小田島伸二)

それでは、議案の次のページをお開きいただきたいと思います。

総合整備計画書ということで、只今、副町長からご説明を申し上げますとおり、

町内13町内会のうち、唯一小谷石地区が辺地度点数100点を超える辺地ということに該当しております。現在の人口、平成26年4月1日現在ですけれども、154人ということで、必要とする事情は従前同様なんですけれども、記載のとおりでございます。事業の内容について、若干、ご説明を申し上げます。

右側の整備計画の内訳というところですが、道路町道中ノ沢線改良工事ということで、現在、建設を進めております矢越山荘に通ずる町道でございます。更に通学施設と致しまして、スクールバスの更新事業、現在、統合となった旧矢越小学校・涌元小学校間スクールバスを運行しておりますけれども、その老朽化を想定し、更新を予定しているものでございます。更に下水道の処理施設と致しまして、浄化槽の設置補助事業として1千万円ですけれども、これは10か所、計画期間5年間で10か所を想定してございます。更に消防施設と致しまして、消火栓の更新、これは2か所を想定し、事業費としては200万円ですけれども、箇所は、現在、建設を進めております矢越山荘と更に村上トミエさんの付近に消火栓が設置されており、それが老朽化が進んでいるということで、消防署の計画に登載しているものを辺地計画でも合わせて登載するものでございます。更に観光またはレクリエーションに関する施設ということで、展望・休憩施設整備事業と致しまして、500万円。これはイカリカイ駐車公園の上の方です、小さな丘、町有地がございまして、そちらが津軽海峡ですとか、矢越岬の展望が非常によしいということで、地元からの要望を受け、地域の観光振興のために500万円程度の事業費で、今年度設置を予定しているものでございます。更に冷泉活用施設整備事業と致しまして、先ほど議決をいただきました、小谷石の総合振興対策事業の中で、温泉ボーリング事業、今年進めようとしています。その結果、如何ということもあるんですけども、もし、そちらのボーリング調査が良好です、泉質が以前の温泉と呼べるものになり、なおかつ、湧出量も過去のある程度良好な湧出量が得られた場合に、それを活用する施設として、これは今のところ、足湯を想定しているんですけども、2,200万円程度ということで、全体で事業費7千万円、それに対して、補助金等の特定財源3,300万円、残りの一般財源に辺地債の3,700万円を充てたいという内容でございます。説明は以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

展望休憩施設なんですけれども、これウェブカメラがある高台ということですか。それで、結構、今、現在は、茂み等でかなり荒れた状態なんですけれども、それを整備して、今度、こういう施設をつくと。その管理はどこで。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

今回、この辺地計画をお認めいただいたあと、更に補正予算をお認めていただいたあと工事するわけですけれども、当然、町の工事として、町の施設として設置を致しますので、町が管理するということになります。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

階段を上がって、その高台まで行くのに、結構息切れします。それで、確かに上でこういう展望だとか、休憩施設を整備して、景観を眺めていただくというのはいいですけれども、本当に高齢になれば、大変なのかなという、そういう面でのサポート的なものを何か考えているんですか。現在の橋はあくまでも利用して、展望施設までという考え方なんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

今回のこの事業の関しまして、地元町内会からは、今、過去の治山事業で設置されたパイプ製の階段ということで、あちらももし、可能であればですね、□□なり、景観上もなおかつ勾配も何か工夫したものでという、ご要望は確かにありました。ただ、あの斜面を触るのはですね、ちょっといろいろな事業上の難しさもあるということで、今回の計画では、あの階段は一切、触らずに現況のまま使用したいという計画になっております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

現況のままということですがけれども、せめて、現況のままいいですけれども、途中で踊り場的な、要するにちょっと小休憩できるようなところを用意しておく、高齢でも途中で1回休憩して、また上がってということであれば、可能だと思うんですけれども、あそこで階段にしがみつきながら、休みながらということになれば、1人で行く分にはいいですけれども、後続がいる場合どうなんでしょうかね。そういう場合を想定して、やっぱりある程度、高齢者もその眺めを見てもらうということになれば、どうしても今の階段だけでは、ちょっと利便性に欠けるのかなという思いがあるんですけれども、もう一度、お伺いします。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

現在の階段は、きっと議員ご存じだと思うんですけれども、途中、何か所か折れ曲がる場所がございまして、踊り場という状態ではないんですけれども、角度が付いて、平らな場所で止まるところは、可能な場所は、確か途中2か所あると思います。今、ご指摘のとおり、勾配は決して緩いものではありませんので、私が現地を上っても、上にたどり着くまでの間に息切れをしそうになるという状況は、確かにございます。ただ、是非、それはですね、多くの皆さんに上っていただいて、景色を堪能してもらいたいという思いがあるんですけれども、今回、一応、地元の方々からも是非、このような事業をお願いしたいという目的と致しましてはですね、外からどんどん小谷石の自然に触れるためにおいでをいただきたい。なおかつ、民間の村田さんが、観光の遊覧船事業だとか、あと、民宿で新たに喫茶店の開業もされるということでですね、いろいろな観光のための受入れ、特に若い方々もどんどんおいでをいただきたいということで、そのような方々に対して、観光施設としてですね、更に町としても何かご協力できるものはないのか、せっきく触れていただく施設として、地域要望でございますので、確かにお年寄りの方もどんどん使ってほしいんですけれども、幅広い方々の年代を想定して、何度も申し上げます、ご指摘のとおり、勾配は決して緩

くありませんので、ご高齢の方は確かにきつい部分はあると思いますけれども、その部分はですね、何とか運動を兼ねまして、現況のまま、何とかご利用をいただきながら、推移を見させていただきたいなと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

この計画の中でですね、下水道の部分でちょっとお聞きしたいんですけれども、うちの場合は、合併浄化槽でも建設課長も苦勞して、設置するにもだいたい今でも60%くらいがだいたいマックスで、これがなかなか伸び悩んでいるということで、この部分でですね、小谷石にこれを整備してもですね、小谷石の人口構成比からいくと、なかなかこれも私はちょっと難しい問題が出てくるのかなということで、この部分について、町の方としても、一般のところと違って、小谷石に対して、もっと有利な優遇措置とかそういうものを何か考えていませんかでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

ご説明申し上げます。この下水道処理施設の従来の合併浄化槽の整備に関する事業でございまして、それで、合併浄化槽に関しましては、小谷石に限らず、100%町の方で補助金を出して整備をしておりますので、いわゆる水洗化にする費用をご負担していただければというところがございます。ですから、小谷石に関して、更に水洗化にする補助を優遇すべきかというご意見であれば、またそれにつきましては、今の段階では、まだ考えてはございません。以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

それは分かるんですけれども、ただ、現実問題としてですね、100%どうのこうのといっても、なかなか小谷石の人口を見ますと、高齢者の方が多いということで、それは分かっているけれども、あえてそれから自分の家でとか、そういう形で付けなくても不自由しないんだということで、なかなか私は踏み切れないのではないかなと思うんですけれども、その辺について、せっかくこの予算を取っている以上は、やっぱり何とか消化するような形のを何か考えていないのか、その辺、どうなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

誰か説明をお願いします。副町長。

◎ 副町長（網野 真）

先ほど、建設水道課長からもご説明しましたとおり、これは通常の合併浄化槽の補助という整備についての補助ということでございますので、これまでも合併浄化槽の設置については、100%補助しておりました。トイレの水洗化ですとか、そういうものについては、一部補助制度、あるいは、利子補給制度、これも従来からやっておりました。確かに小谷石という高齢化率ですとか、人口減少ですとか、そういうことを考えますと、更にそれぞれの設置者の負担軽減をというご意見でありますけれども、一方では、同じ町民の中で、今も合併浄化槽の設置そのものは100%の補助でありますから、それ以上の例えば、トイレ改造等について、何がしらの更に手厚い



補助ということになりますと、他の町民との公平性のことも出てくると、一方ではそういうことも考えられます。そういうことでありますから、とりあえずは、従来どおりの補助という形の中で、事業を進めてまいりたい。以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

合併浄化槽、公共施設の計画ということで、この1千万円というのは、矢越山荘の内訳なんですか、それとも違うんですか。もし、違ってもどっちでもいいんですけども、それで、矢越山荘の合併浄化槽、従前はなかなか難しいんだという、人数的に冬期間活動しないと、なかなか難しいというお話がありました。今回、それをクリアして、当然、設置ということになるんでしょうけれども、その理由、要するに施設の年次計画を練っての話なのか、その辺、お願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

只今のまず、辺地計画の方の下水道処理施設につきましては、事業名に記載してございます、浄化槽設置補助事業ということで、小谷石の町民の方が、自宅に浄化槽を設置する場合に、町がその補助金に対して、特例的にですね、町の施設ではないんですけども、補助金に辺地債の充当が認められているということで、今、1千万円で10件を想定しているということでございます。あと、矢越山荘の現在、進めております設計の中で、トイレは、浄化槽、合併処理なんですけれども、想定してございます。以前、浄化槽で冬の利用がもし、なかった場合にですね、バクテリアのエサとなるものがなければ、施設管理上、問題があるだとか、いろいろな困難性が指摘されていたんですけども、設計事務所とこの部分、ずっと協議しておりまして、今回の浄化槽と冬場もそれほどの利用というのは見込まれないにしてもですね、今回の浄化槽の場合であれば、通常管理の中で、水質も悪くならず、バクテリアも死なない状況で何とか管理が可能であるということと、なおかつ、浄化槽も定期的に点検を致しますので、それらの点検の中でですね、もし、バクテリアが不足だとか、水質の悪化が見られれば、その段階でまたバクテリアも追加していくということで、十分、管理が可能という回答をいただきましたので、午前中、ご説明を申し上げましたような浄化槽の設置でということで、設計を進めているところです。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

## ● 議案第6号 平成26年度知内町一般会計補正予算（第4号）について

### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第13、議案第6号、『平成26年度知内町一般会計補正予算（第4号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

### ◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第6号、平成26年度知内町一般会計補正予算（第4号）について。

平成26年度知内町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,454万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,649万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正であります。地方債の追加・変更は、「第2表地方債補正」による。

恒例によりまして、歳出より説明致しますので、16ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目議会費から61万4千円を減額し、6,672万8千円とするものです。内容は、職員の異動に伴い、2節給料から4節共済費まで、それぞれ減額・追加をするものであります。

次のページです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費から276万5千円を減額し、1億8,247万円とするものであります。内容は、2節給料から7節賃金までは、職員及び臨時職員の異動に伴い、それぞれ追加・減額するもので、12節役務費では、通信費に不足が見込まれることから、1万2千円を追加。13節委託料で、総合行政システムクラウド版導入業務委託料として10万4千円の追加。給与電算処理委託料は100万7千円を減額し、14節使用料及び賃借料の総合行政システムクラウド版利用料として、組み替えるものであります。なお、総合行政システムクラウド版導入につきましては、資料で説明致しますので、予算説明資料総務企画課関係の6ページをお開きいただきたいと思います。

見だしナンバー1の6ページです。総合行政システムクラウド版導入事業の概要であります。総合行政システムの現状であります。当町は、平成13年度に住民基本台帳ネットワークに対応し、総合行政システムを導入しております。また、平成19年度には、後期高齢者医療制度に対応するために、新たに自町方式ということで、役場庁舎にサーバーを設置するタイプのシステムを導入し、現在に至っております。使用しておりますシステムは、住民記録、町税関係、それから、選挙、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、子ども医療費、健康管理等のシステムでございます。それで、クラウド版導入の必要性でありますけれども、現行システムにつきましては、ハードの老朽化とそれから、パソコンのOS、基本ソフトの更新に伴って、システム更新が必要になっているということでもあります。更新した場合の整備費につきましては、概ね6千万円ということになってございまして、それから、2点目と致しまして、

東日本大震災を受けまして、データ管理の方策が見直されているということで、クラウド型への移行が必要になっているということでもあります。3点目と致しまして、平成27年のマイナンバー制度施行に向けまして、こちらもクラウド型へ移行が必要になっているということでもあります。これ移行していなければ、マイナンバー制度に移行する際に、単独で改修費用が発生するというところでございます。それで、クラウド版はどのようなものかというものなんですが、現在は、役場庁舎にシステムが置いてあって、それぞれ使っているんですが、今度は、札幌のデータセンターと専用回線をつないで、システムを利用するというものであります。この専用回線につきましては、平成13年度の住民基本台帳ネットワークシステムの際に、既に整備済みとなっておりますので、その専用回線を使うことになっております。したがって、今後はシステムの更新費用、それから、補修料金等は不用になって、利用料のみということになる予定になっております。利用料につきましては、従前の保守料、処理料と概ね同額でございます。それで、実際のクラウド版導入に係る委託料なんですが、その4番に記載のとおり、それぞれ各課ごとに予算計上してございますが、一番上、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、給与管理分として10万4千円、以下、そこに記載のとおりであります。合計で4,482万円の予算計上になってございます。なお、上から2行目の徴税費、賦課徴収費のところ、1,638万5千円と税関係でちょっと高額になってございますが、これにつきましては、26年度から新たに滞納管理システムを導入することから、高額になっております。また、3款民生費、1目の社会福祉総務費の国民健康保険関係のシステムで533万1千円、それから、一番下の4款衛生費の健康管理システムで694万8千円とこちらもちょっと高額になってございますが、これにつきましては、既存の健康管理システムが旧式になってございますので、これをバージョンアップする必要があることから、高額になってございます。以上で説明を終わらせていただきます。

歳出の18ページをお開きいただきたいと思っております。3目財産管理費に49万1千円を追加し、3億4,448万3千円とするものです。内容は13節委託料で、町内統合ネットワーク構築委託料として、49万1千円の追加であります。

次のページです。12目自治振興費に1千万円を追加し、3,620万3千円とするものです。内容は、13節委託料で小谷石総合振興対策事業として、薬師冷泉ボーリング調査委託に230万円、展望・休憩施設整備工事に伴う許可申請図面作成委託料に30万円を追加し、15節工事請負費で、展望・休憩施設整備工事費として、500万円の追加。19節負担金補助及び交付金では、交付決定を受けたことから、自治総合センターコミュニティ助成の小谷石町内会祭典行事用衣装外備品整備費に240万円を追加するものであります。

次のページです。2項徴税費、1目税務総務費から600万円を減額し、3,863万3千円とするものです。内容は、職員の異動に伴い、2節給料から4節共済費まで、それぞれ減額をするものです。

次のページです。2目賦課徴収費に1,823万円を追加し、2,780万6千円とするものです。内容は総合行政システムのクラウド版導入に伴う経費と致しまして、13節委託料に導入業務委託料として1,638万5千円、14節使用料及び賃借料に利用料として184万5千円を追加するものです。

次のページです。3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費に478万6千円を追加し、2,045万1千円とするものです。内容は、2節給料から4節共済費までは、

職員の給与の調整に伴い、それぞれ追加し、13節委託料では、戸籍電算化のためのデータセットアップ委託料として291万6千円の追加。また、総合行政システムクラウド版導入業務委託料として155万5千円の追加。14節使用料及び賃借料では、総合行政システムにかかる利用料として27万5千円を追加するものであります。

次のページです。4項選挙費、1目選挙管理委員会費に150万円を追加し、264万9千円とするものです。内容は、総合行政システムクラウド版導入にかかる経費として、13節委託料に134万8千円、14節使用料及び賃借料に利用料として15万2千円を追加するものであります。

次に歳出の45ページをお開きいただきたいと思います。45ページ、7款1項商工費、4目公園管理費に520万円を追加し、762万8千円とするものです。内容は15節工事請負費で、知内町墓地へ合同納骨塚建設工事費として520万円を追加するものであります。以上で、総務企画課関係の説明を終わらせていただきます。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に生活福祉課長。

#### ◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

24ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に1,177万6千円を追加し、1億703万5千円とするものです。2節給料から4節共済費の追加については、職員の異動によるものです。13節委託料総合行政システムクラウド版導入により、委託料に533万1千円を追加するものです。

25ページ、2目国民年金費に62万8千円を追加し、69万5千円とするものです。13節委託料並びに14節使用料及び賃借料に総合行政システムクラウド版導入により、委託料として62万2千円の追加。利用料として6千円を追加するものです。

26ページ、3目老人福祉費に246万5千円を追加し、1億1,471万2千円とするものです。13節委託料総合行政システムクラウド版導入により委託料に190万8千円を追加するものです。28節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金として、55万7千円を追加するものです。

続きまして、27ページ、4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に231万4千円を追加し、1億1,299万円とするものです。8節報償費と13節委託料の子ども発達支援事業については、予算の組替えにより、報償費に14万7千円を追加し、委託料を14万7千円を減額するものです。13節委託料並びに14節使用料及び賃借料に総合行政システムクラウド版導入により、委託料として207万4千円の追加、利用料として、24万円を追加するものです。

28ページです。5目介護保険費に355万円を追加し、9,826万8千円とするものです。13節委託料、総合行政システムクラウド版導入委託料に232万3千円を追加するものです。19節負担金補助及び交付金、介護ヘルパー養成講座受講料助成に50万円を追加するものです。この関係については、説明資料見だし2の生活福祉課4ページで説明させていただきますので、4ページをお開きください。

知内町介護ヘルパー受講支援事業助成金交付要綱案でご説明致します。趣旨ですけれども、介護を必要とする者が安心して居宅に応じて生活ができるよう、介護ヘルパー有資格の確保を図り、知内町の地域介護力の向上を目的として、介護ヘルパー養成講座の受講者に対して、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。この関係についてはですね、現在、ヘルパーが社協の方で派遣をやっているんですけども、ヘルパーが不足していると、そういう今、状況になっています。それで、町もですね、

そういう関係上、ヘルパーの確保ということで、こういう今、要綱を設けたわけです。もう1つの要因として、介護保険が改正に今なりました。それで制度の改正に伴って、在宅介護がですね、非常にこれから確保しなければならないと、そういう関係でヘルパーが非常に必要になるということで、この要綱を設けています。助成の対象ですけれども、知内町に住所を有する満18歳以上55歳以上未満の者で、受講終了後、町内の介護居宅事業所で働く者。(2)として、知内高校、学校在学生、卒業後、町内で就業希望者ということで、助成の対象をしております。対象の経費は、受講者が支払われる受講料及び教材費の実額とする。助成の額ですけれども、就労者1人あたりの助成金の額は、ヘルパー研修受講料及び教材費の実額の2分の1として、5万円を上限としたいと思います。現在、ヘルパーの養成は、だいたい15万円かかるそうですので、3分の1程度を町で持ちたいと。なお、社協さんの方でもですね、このヘルパー養成のですね、補助金を社協さん独自で設けております。助成金の申請ですけれども、養成講座受講料の領収書と修了証明書、これを提出してもらいます。助成の7条なんですけれども、返還ということで、町内にですね、1年以上、居宅介護事業者勤務してほしいということで、これを1年未満にですね、退職した場合は、返還の助成金の場合もあるということを書いております。ただし、町長が特別な事情があると認めるときは、返還を免除することができるというふうになっています。

28ページにお戻りください。28ページの28節繰出金、介護保険特別会計繰出金として、72万7千円を追加するものです。

続きまして、29ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に580万1千円を追加し、2,845万1千円とするものです。13節委託料並びに14節使用料及び賃借料に総合行政システムにクラウド版導入により、委託料として518万5千円の追加、利用料として、61万6千円を追加するものです。

30ページです。2目児童措置費に118万円を追加し、1億2,945万円とするものです。13節委託料並びに14節使用料及び賃借料に総合行政システムクラウド版導入により、委託料として103万7千円の追加。利用料として14万3千円を追加するものです。

3目児童福祉施設費に911万8千円を追加し、3,953万2千円とするものです。1節報酬、所長報酬については、嘱託所長から町職員の配置により、240万円を減額するものです。2節給料から4節共済費の追加については、職員の異動によるものです。7節賃金、臨時保育士賃金に障がいを持った幼児の保育に従事する保育士分に184万8千円を追加するものです。

32ページです。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費に220万円を減額し、4,572万6千円とするものです。2節給料から4節共済費の減額については、職員の異動によるものです。

33ページ、2目予防費に47万5千円を追加し、3,037万9千円とするものです。7節賃金、代替保健師賃金47万5千円の追加については、保健師が産休及び育児休暇に入るためのものです。

34ページ、3目環境衛生費については、補正額の増減はありません。節間の予算の組替えによるものです。7節賃金、蜂巣駆除等賃金32万7千円を減額し、13節委託料蜂巣駆除等委託料32万7千円を追加するものです。続きまして、35ページ、4目診療所費に15万2千円を追加し、1,424万8千円とするものです。7節賃金、湯ノ里診療所、給水設備改修工事賃金に4万5千円の追加、16節原材料費10

万7千円の追加については、冬期間に水道管が凍結するための改修です。

36ページ、5目保健医療総合センター管理費に726万8千円を追加し、1,711万5千円とするものです。12節役務費、通信費に1万2千円の追加、総合行政システムクラウド版により、回線通信によるものです。13節委託料並びに14節使用料及び賃借料に総合行政システムクラウド版導入により、委託料として694万8千円の追加、利用料として30万8千円を追加するものです。以上で、生活福祉課関係の説明を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

続いて、産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

それでは、産業振興課関係のご説明を致します。37ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費に16万2千円を追加し、419万4千円とするものであります。これは、13節委託料に農地情報管理システム入替業務委託料として16万2千円を追加するものです。内容につきましては、ウインドウズXPのサポートが本年4月に終了したことによりまして、農業委員会のパソコンをウインドウ7に更新したことに伴いまして、既存の農地情報管理システムの入替が必要となったために追加補正するものです。

次に38ページをお願い致します。2目農業総務費から494万円を減額し、2,832万円とするものであります。2節給料から4節共済費につきまして、職員の異動に伴い、減額補正するものです。

次に39ページ、3目農業振興費に1万9千円を追加し、8,502万4千円とするものであります。これは19節負担金補助及び交付金に農地水保全管理支払事業交付金負担金として1万9千円を追加するものでありまして、内容につきましては、説明資料見だし3の産業振興課の1ページをお開き願います。この事業につきましては、平成24年から中ノ川の活動組織で実施してきました、農地・水保全活動管理支払交付金事業が組替え名称変更されまして、上の多面的機能支払交付金事業の方になっております。事業の目的、組織の活動の内容につきましては、ほとんど同じですけれども、2)の組織の活動の中で、①と②が従前の事業では、一緒の活動でしたけれども、今回、多面的機能の方では、この2つに分けられまして、大きな相違点としましては、①の農地維持支払の対象活動、法面の草刈りだとか、水路の泥上げ等につきましては、前の事業では、農家に地域住民を巻き込んだ活動ということになっておりましたけれども、今回の改正では、農家のみの活動でも可能となった点が大きな相違点となっております。3)の事業の期間としましては、新たに26年度から30年度までの5年間、交付金の単価につきましては、前の事業より若干アップしておりまして、その分についての今回の補正となっております。負担割合につきましては、従前の事業と同じで、国が2分の1、北海道が4分の1、町が4分の1というふうになっております。

議案に戻っていただきまして、40ページをお願い致します。2項林業費、1目林業総務費から21万円を減額し、1,697万7千円とするものであります。これは2節給料から4節共済費につきまして、職員の給与調整や共済負担金等の率の変更に伴い補正するものです。

次に41ページをお開き願います。2目林業振興費に675万円を追加し、1,884万9千円とするものであります。これは19節負担金補助及び交付金に、木材運搬車料等導入事業助成として675万円を追加するもので、内容につきましては、説

明資料の4ページをご覧ください。これにつきましては、事業の概要の方に書かれているとおり、知内町森林組合の方で、森林整備及び林産事業における事業の拡大を図るため、木質バイオマス運搬用車両等を今年度中に導入するという事で、知内町農林漁業振興事業補助、申し訳ありません、ここ要領になっておりますけれども、要綱ですけれども、要綱に基づきまして、森林組合の方から申請がありまして、補助金を交付するという補正になっております。導入する車輛につきましては、ダンプトラックとピックアップトラックで、内容につきましては、こちらに記載のとおりで、用途・効果としましては、間伐材や未利用資源の効果的な収集・運搬と、あとピックアップトラックにつきましては、現況調査、機材を載せたり、民家周りをするというふうに使うということでありまして、補助金の算定につきましては、2台合わせて、844万4千円で、8割以内ということで、補助金を675万円とするものであります。

議案に戻っていただきまして、42ページお願い致します。4目水源林造成事業費に500万円を追加し、501万8千円とするものであります。これは、13節委託料に水源林造成事業として500万円を追加するもので、内容につきましては、説明資料3ページをお開き願います。実施箇所及び内容につきましては、元町地区の町有林ということで、除間伐を合わせて26ha、財源につきましては、森林総合研究所、森林農地整備が全額負担するものとなっております、位置図及び現況、写真等につきましては、こちらに記載のとおりであります。

議案に戻っていただきまして、43ページお願い致します。3項水産業費、2目水産振興費に8,871万2千円を追加し、1億1,985万9千円とするものであります。これは13節委託料に農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業で、重内頭首工に親水広場を整備することになっておりますが、それにつながるアクセス道路の測量設計委託料として700万円を追加するものであります。

次に19節負担金補助及び交付金に産地水産業強化支援事業交付金で、8,171万2千円を追加するもので、内容につきましては、説明資料5ページをお開き願います。この事業につきましては、知内ふ化場について、事業用水としまして、4か所の井戸がありますが、水位が低下致しまして、現状では2か所しか使用できない状況にあります。また、水量不足によりまして、飼育地6面のうち2面が未使用となっておりまして、更に井戸水の水温が高く、放流適期まで飼育することが困難となっております。このことによりまして、回帰率が非常に低迷しておりまして、漁獲量の低下の要因となっております。このことから、本事業に実施によりまして、新たに知内川から河川水を取水しまして、低水温の飼育水を量的に確保しまして、成長抑制と飼育地能力を確保するというもので、事業概要につきましては、事業主体は、渡島管内さけ・ます養殖事業協会となっております、事業量につきましては、今年度と来年度2か年を予定しておりまして、今年度につきましては、事業費としましては、1億895万円を見込んでおりまして、大きく2つですけれども、取水施設新設工事、それから、飼育地の改良工事というふうな形でなっております。また、次年度につきましては、取水施設の新設工事とポンプの設備等予定しております。

議案に戻っていただきまして、44ページになります。7款1項商工費、2目商工振興費に400万円を追加し、2,003万円とするものであります。これは、19節負担金補助及び交付金にサマーカーニバルin知内実行委員会助成としまして、400万円を追加するもので、内容につきましては、説明資料7ページをお開き願います。今年度、第30回目になります、サマーカーニバルin知内の開催事業ですけれ

ども、日にちにつきましては、8月14日の木曜日、会場につきましては、例年どおり知内川河川敷特設会場。あと、催事内容につきましては、記載のとおりで、アトラクションにつきましては、今のところ、3種目。歌謡ショーにつきましては、3ステージを予定しております。それから、下から2つ目ですけれども、今年は30回記念ということで、21回から29回までのDVDを作成しまして、それを会場内で放映することになっています。事業費につきましては、834万8千円。内訳につきましては、この電源立地地域対策交付金事業で、356万9千円と町の持ち出しが43万1千円の400万円を予定しております。残りは自主財源で、実行委員会の方で負担することになっております。以上で、産業振興課関係の説明を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に、建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

46ページをお開きください。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費から22万円を減額し、3,242万1千円とするものでございます。これは、人事異動に伴い、3節職員手当、4節共済費を減額するものでございます。

次のページをお開きください。2項道路橋梁費、2目道路維持費に153万5千円を追加し、8,059万5千円とするものです。これはシーズン終了後の点検で判明したんですが、ロータリ除雪車の修理費、それと、除雪ドーザのスパイクタイヤの購入費用として追加するものでございます。

48ページでございます。3目橋梁維持費、15節工事請負費に上ノ沢橋補修工事として200万円を追加し、1,484万1千円とするものです。上ノ沢橋補修工事には、当初予算で630万円計上しておりましたが、詳細設計の業務委託に伴う検討の結果、伸縮装置の交換の必要性があるというふうに判断されたため、今回、追加するものでございます。

次のページをお開きください。4目道路橋梁改良工事費に町道尾刺線付替工事及び関連する消耗品購入費用として1,235万円を追加して、3,110万7千円とするものです。この付替工事は、鉄道運輸機構からの受託工事でございます。説明資料見だし4の2ページをお開きください。新幹線工事により、鉄道高架への車両のスロープが現町道に近接して建設されることになりました。それに伴い、一部、道路の線形及び断面の改良工事を今回するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に、教育委員会次長。

◎ 教育次長（大館光晴）

それでは、教育委員会の補正予算について、ご説明致します。50ページからになります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に338万2千円を追加し、1億2,127万9千円とするものです。内容は、2節給料から4節共済費まで、職員の人事異動に伴う人件費の増減として、合計183万円を追加補正するものです。また、インクルーシブ教育システム構築モデル事業について、この度、国庫委託金が正式に交付決定されましたことから、7節賃金、11節需用費、12節役務費、それと、14節使用料及び賃借料に合計で87万8千円を追加。更に湯の里小学校と高等学校に設置します、学校運営協議会の運営経費として、1節報酬、8節報償費、9節旅費並び



に11節需用費に合計67万4千円を追加補正するものです。

それでは、次に52ページをお開きください。2項小学校費、1目学校管理費に25万8千円を追加し、5,917万9千円とするものです。18節備品購入費に知内小学校管理備品として、シュレッダーの更新購入費として追加補正するものです。

次のページです。2目教育振興費に62万円を追加し、666万6千円とするものです。20節扶助費で要保護・準要保護児童援助費として、追加補正するものですが、準要保護の申請が当初見込みより増えたため、今回、追加補正するものです。

次に3項中学校費、2目教育振興費に22万円を追加し、644万円とするものです。20節扶助費に小学校と同様の理由により、準要生徒援助費として追加補正するものです。

次に55ページです。4項高等学校費、1目学校管理費に155万1千円を追加し、2億6,419万1千円とするものです。内容は9節旅費に教職員の人事異動に伴う赴任旅費に不足が生じたため、70万円の追加。また、平成28年度から生徒の海外見学旅行を実施するにあたりまして、研修先として、現在予定しておりますシンガポールとマレーシアにおきまして、生徒の安全を確保し、なお、保護者の不安の取り除くということのために実施するものでして、現地のインフラ環境、あるいは、治安状況の確認、さらには、交流を予定する高校との事前の打ち合わせ協議のために、学校の管理職員1名と担当教員2名を派遣するための旅費と致しまして、85万1千円を追加補正するものです。以上で、教育委員会の補正の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

歳出の説明が終わりましたので、続いて、歳入並びに地方債の補正について、総務企画課長から説明求めます。

#### ◎ 総務企画課長（手塚恵一）

それでは、歳入の5ページをお開きいただきたいと思います。

9款1項地方交付税に6,497万3千円を追加し、19億9,617万7千円とするものです。内容は今回の補正に伴う財源として追加をするものです。

次のページです。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金に130万円を追加し、2,425万8千円とするものです。内容は、社会資本整備総合交付金で、事業費の増により、橋梁長寿命化補修事業分130万円を追加するものです。

次のページです。5目農林水産業費、国庫補助金に5,642万7千円を追加し、6,027万7千円とするものです。内容は、水産業費国庫補助金に農山漁村活性化プロジェクト支援交付金自然環境保全活用施設に195万2千円、また、事業の内定を受けたことから、産地水産業強化支援事業交付金、知内ふ化場取水施設整備に5,447万5千円、合わせて5,642万7千円を追加するものです。

次です。3項委託金、3目教育費委託金に87万8千円を追加し、463万4千円とするものです。教育費委託金にインクルーシブ教育システム構築モデル事業の事業費増に伴い、87万8千円の追加であります。

14款道支出金、2項道補助金、6目電源立地地域対策交付金に356万9千円を追加し、1,016万9千円とするものです。内容は電源立地地域対策交付金のサマーカーニバルin知内分として、追加をするものです。

次のページです。17款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金に3,398

万7千円を追加し、2億553万8千円とするものです。農林漁業振興基金繰入金で木材運搬車両等導入事業に675万円、産地水産業強化支援事業に2,723万7千円を追加するものであります。

次のページです。19款諸収入、4項受託事業収入、3目土木費、受託事業収入に1,301万円を追加し、同額とするものです。内容は町道付替工事受託収入として、町道尾刺線付替工事受託収入として、1,301万円の追加であります。

次のページです。5項1目雑入に740万円を追加し、2,584万4千円とするものです。内容は交付決定を受けたことから、自治総合センターコミュニティ助成金として240万円の追加。水源林造成事業収入に500万円をそれぞれ追加するものであります。

次に20款1項町債、2目土木債に70万円を追加し、3,550万円とするものです。内容は橋梁長寿命化補修事業分70万円の追加であります。

次に10目総務債に730万円を追加し、1億8,870万円とするものです。内容は、過疎地域自立促進特別事業債として小谷石振興対策事業の薬師冷泉ボーリング調査分として230万円、それから、辺地対策事業債として展望・休憩施設整備工事として500万円を追加するものであります。11目水産業債に500万円を追加し、810万円とするものです。内容は、自然環境保全活用施設整備事業債に農産漁村活性化プロジェクト支援交付金として、500万円を追加するものであります。

次に3ページをお開きいただきたいと思います。地方債の補正であります。追加分です。辺地対策事業債に500万円を追加するものです。記載の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりですので、お目通しを願います。

次のページです。地方債の変更であります。過疎地域自立促進特別事業債5千万円を5,300万円に、自然環境保全活用施設整備事業債310万円を810万円にそれぞれ変更するものです。なお、記載の方法、利率、償還の方法については、変更ございませんので、よろしくお願い致します。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款毎に行います。

まず、1款議会費、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、続いて、2款総務費。

1番、西山君。

#### ◎ 1 番 (西山和夫)

説明資料のクラウド版導入の必要性のところ、③なんですけれども、27年度のことなので、ちょっと恐縮なんですけれども、このマイナンバー制度に向けて、クラウドの移行も必要になったというお話なんですけれども、例えば、自分に1番という名前が付けば、総務から教育委員会まで、全部情報を共有できるシステムになるという理解でいいんですか。例えば、税の問題、税と教育委員会の奨学金の滞納の問題、なかなか情報交換ができなかったという意味合いもありましたけれども、そういうのが一切クリアになると、オープンになるということですか。庁舎内部では。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。マイナンバー制度につきましては、全国一律で利用が図られるようにということで、法整備をして、国の方で中間サーバーというところを設けて、そこで情報をやり取りできる。例えば、今までいろいろな児童手当の申請だとか、いろいろな申請で、課税証明を取ってくださいだとか、住民票を取ってくださいだとか、そういう添付資料があったんですが、今度はそういうのがなくても、申請書だけを出すと、その役場でその方の従前の住所地の住民票だとか、課税証明をこのマイナンバー制度のシステムを利用して取れるようになるということです。ですから、同じ役場庁舎内であっても、教育委員会で添付資料として必要だった税関係のデータも、そういう形で、今度は取れるようになるということです。ただ、取れるようになるのは、そういう申請に必要なものということになるのは、そういう申請に必要なものということに限定されております。何でもかんでも税で持っているシステムに全てアクセスできて、何でも見れるということではなくて、そういう添付資料に必要な課税証明等を取り寄せすることができるということです。ご理解いただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

住民の立場に立てば、情動的なものがそうやってある程度、簡易に取れるということなんでしょうけれども、内部的に要するに俺が1番だとすれば、1番の情報全部、自分に関する全てのデータがぼんと整理されるわけですよ。その整理されたものに、例えば、教育委員会で償還が滞ってれば、税務の方どうなっているんだという、そういう情報も一緒に合わせて教育委員会の方でも見れるし、税務の方で、全ての課で共有できるということではないの。そういうことではないの。内部的にはメリットというのはあるんですか、そもそも。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。このマイナンバー制度、今、国が進めようとしているのは、まず、個人に全ての国民に番号を設定して、所得の把握だとかをまず、間違いなく的確にやろうというのが、まず1つ。それと、先ほど言いましたように、いろいろな申請で添付資料に必要な書類を住民の方が添付しなくても、それぞれこのシステムを使って取得しようというもの。そういう国民の利便と所得把握が主なものです。それと、先ほど言いましたように、同じ町であっても、税務のシステムの中で、税務のデータがあります。そして、それにも番号は付いていますが、ほかの課がこのデータを先ほども言いましたが、全て見れるわけではなくて、添付資料として必要なものだけが取り寄せできるということになっていますので、そういうことをご理解をいただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

比較的部分です。先ほど説明で、説明資料のクラウドの部分で、整備すると、概ね6千万円かかって、この③の部分で単独やると、改修費用が発生するという部分

になっているんですけれども、その辺の金額は、もし、単独でやるとしたら、どのくらいの金額想定になるのか。それから、下の方の部分で、この委託料の部分で、これからこれ以外の部分では、こういうものは発生することはないのか、その辺についてお願いします。それから、4,482万円という部分に対しては、年額のコストなのか、それとも、ある程度、何年かのコストなのか、その辺、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。総務企画課資料の6ページの関係でございますが、まず、導入委託料4,482万円につきましては、今年度、導入にかかる経費ですので、これ限りです。ですから、次年度以降は、利用料だけです。先ほど、今年度の利用料、補正させていただきましたが、来年度から利用料だけの発生になります。更新というのはありません。それと今回、このクラウド版に移行しなければ、マイナンバー制度、来年のマイナンバー制度施行に伴って、単独で改修しなければならないという関係なのですが、先ほども言いましたように、マイナンバー制度は、国内全部でデータのやり取りをできるようなシステムになっています。ですから、通信回線での接続が必要になっています。ですから、今、うちの町は、役場庁舎にシステムを置いて、自町方式でやっていますけれども、その国で整備する中間サーバーというところに接続するためのシステム改修をうちの町だけでやらなければならないのですが、自町方式のままだと、これから、今、札幌の方のデータセンターとクラウド版ということでやると、その札幌のクラウド版は、道内何町村も使っていますので、その何町村の中で分担をして、国の中間サーバーにつなぐことができるので、格安になるということです。ちょっと金額は、今、単独でやる場合はいくら、合同でやる場合はいくらというのは、ちょっと手元にはないのですが、とにかく単独で改修するよりは、絶対格安になっているということです。それと、もう1点は。

◎ 議長（伊藤政博）

委託料が4,400万円単年度かという話。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

これは単年度です。

◎ 議長（伊藤政博）

改修費用がどのくらいかかるかという話。

ほかに質疑ありませんか。2款総務費、ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、3款民生費。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

説明資料の4ページ、介護ヘルパーなんですけれども、ここで助成の対象者、知内高校在籍学生ですね、それで、知内町内に就職希望者と括弧、限定あります。ちょっと外れるかもしれないんですけれども、この知内高校で、要するに入学して、卒業するときに、介護福祉士、全般の免許習得するということは可能になってくるんですか。それとも、新たな免許の申請が必要なんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。介護福祉士の関係ちょっと置いておいてですね、ヘルパーの場合ですね、16歳以上からヘルパー資格の受講ができます。今、現在、知内高校で、実は介護ヘルパーの資格養成をやっております。9名の方。ただ、知内高校の在校生が2名、それから、松前から5名、それから、一般の方が木古内と福島から1名ずつ、計9名で今、現在やっています。先ほど言いました社協のですね、ヘルパーが足りないと。社協の方では、今、1名ですね、社協の方に入るということで、そのところにちょっと入れなかったものですから、実際、函館まで行って、参考にですね、それ取りにいった。それが16万円くらいかかったそうです。今、知内高校でやっているのは、専門学校の方が来てやっていますので、これが6万9千円で現在やっているそうです。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

休憩します。

（ 休憩 午後2時13分 ）

（ 再開 午後2時16分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、質疑を行います。

3款、民生費について、何か質疑ありませんか。

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

今の4ページのヘルパーの部分で、先ほどの課長の説明で言いますと、今回のあれと社会福祉協議会の独自の助成を出してやっているということをやちょっと聞いたんですけども、この辺について、在宅介護はこれからすごく重要になってくるというお話だったんですけども、このヘルパーの要請の部分で、うちの町とすれば、将来的にどの辺の人数までを持っていく考えであるのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。先ほど言いましたとおり、介護保険制度が今年、来年ですね、変わります。要介護1、2がですね、これが今まで施設に入れたんですけども、この改正によって、要介護1、2は、在宅福祉を中心ということで、まず、なります。この人数とそれから、要支援の1、2とあるんですけども、これ今、現在、介護保険制度の中で、ヘルパー派遣だとか、そういうものはしているんですけども、これも町の方ですね、今度は町の方でやらなければならないと、そういうような意向になりますので、必然として、その分で今、現在でもヘルパーさんが足りないという状況なものですから、その数をですね、今後、計画の中で、どのくらい必要かということはやっぱり将来的な要介護1、2、それから、要支援1、2、これを今後ですね、介護保険計画も来年度立てなければならぬので、今後、それも策定委員会の中で、ヘルパーの人数だとかをやっていききたいなというふうに思っています。ただ、今、現在、社協さんの方では、常勤3人、それから、非常勤9名が登録していますけれども、これでは、全然間に合わないということで、今、言われていますので、是非、こうい

ものを利用しながら、社協さんの方に登録してもらえればなというふうに思っています。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

今のお話で、具体的な人数はなかなか把握できないというのが本音だと思いますけれども、そうしますと、社協さんでも常勤3人、非常勤9名ということでやっているという形なんですけれども、この社協さんの今の経営自体もなかなか厳しいということのを伺っているんですけれども、これからについても、こういうものが整備されると、なかなか経営内容ということは改善されるような部分が出てくるのか、それとも、やっぱり今までとそんなに変わらないというか、その辺、どうなんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。ヘルパーの関係ですね、処遇の関係ですよね。処遇の関係が、今の現在の介護保険制度の部分で、報酬はもらってやっているんですけれども、実際問題、例えば、病院まで連れて行く間が時間、それは賃金の対象にならないよとか、そういうのがちょっとありまして、非常にヘルパーの待遇がですね、あまり良くないと、そういう状況です。それで、その辺も含めてですね、例えば、先ほど言いました要介護、要支援1、2が、今度は町の方でというふうな話になりますので、その辺も含めて社協さんの方と相談しながらですね、社協さんでやれるもの、うちの町でできるもの、そういうものを見極めながら、ヘルパーの確保をしていきたいなというふうに思っています。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに民生費ありませんか。

◎ 3番（松井盛泰）

助成金の交付要綱、ちょっと眺めているんですが、単刀直入に聞きます。なぜ、知内高校在学生のみなんですか。知内町から町外の学校に行っている生徒もいるわけですよ、まず、その1点、これから。

◎ 議長（伊藤政博）

知内高校に限定していますけれども、町民としてほかの学校に行っている高校生は対象にならないかという趣旨かと思いますが。生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。1番のですね、知内町に住所を有する満18歳以上になっていないんですけれども、今、言われましたとおり、高校生で、もし、そういう方がいることをちょっと想定は、現在しておりません。ただ、知内高校で在学生にしたのはですね、現に受講されている方がいるということで、知内高校の在学者ということにしています。ですから、例えば、満18歳ですので、知内町出身で、住民票があれば、満18歳は高校3年生ですので、ほとんど高校3年生の方が資格取りに行っていますので、その辺も網羅できるのではないかなというふうに思っています。

◎ 議長（伊藤政博）

3番。

◎ 3番（松井盛泰）

答えになっていないです。せっかくですね、16歳から受験の資格があるわけですから、在学中にそういう専門的なところに通いながら、最終的に知内に就職できるのであればという希望を持ちながら、これを受ける人だっていると思う。最後にまた1ひとつ、あとで聞くけれども、ここで知内高校在學生と切ってしまったら、ほかの子どもたち、我々関係ないのと。せっかく行くのであれば、上限5万円まで出してくれると、こんなありがたいことないでしょう。なぜ、平等にこれを見れないのかということ。それと、もう1つですね、常勤今3人、非常勤9人でやっていて、この今、予算は10人ずつです。最終的にこれ全部、ここに居宅介護事務所に全部、就職できるの。余ってくるじゃないの。なんぼでも採用するわけでないですからね。もう少し計画策士然るべきだと思うんですけども、どうですか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。社協の方で余るんじゃないかという話なんですけれども、非常勤が今9人ということで、要するに登録制でやっていますので、これが例えば、19人になっても、その中でやれますので、私とすれば、例えば、10人が取ったとして、社協に登録すれば、それも1つの方策でないかなというふうに思っています。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

先ほど、生活福祉課長の方からヘルパーの待遇改善の話まで出ているんですよ。19人で20人増やす。どうやって、この人たち就職して飯食っていくの。それまで考えなければならぬんですよ、就職するということは。びっしり例えば、20人なら20人いてもいいんですよ。ある一定の収入が得られるようなシステムであればいいんですよ。今の状態でいったら、とても飯食えるような状態じゃないでしょう。そういうことを危惧して、先ほど、課長が待遇改善もしなければならぬということを行っている。今の答えは、全然整合性がないですよ。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午後2時24分 ）

（ 再開 午後2時32分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

先ほどの3番議員のご質問について、ご説明を申し上げます。まず、1点目の要綱の第2条の第2号にあります、知内高校在學生に限定しているということの考え方でありますけれども、この点につきましては、実は今年度から教育委員会の方の予算で高校生の資格取得の助成をする形に致しました。それで、実はまず、1つは、地元高校生、知内高校の出身者を何とか地元でできるだけ就業する場をとということも1つはあります。それと、実はこの資格取得については、知内高校がやっている講習会ではありません。函館の専門学校がたまたま知内高校という場所を借りてやっている。ですから、知内高校生が受けやすい状態にある。そういうことをこれからも継続的にや

っていただくことによって、知内高校が今年予算化しました、資格取得の予算と同じような形で学校として、1つ、魅力的なものも持てるだろうということで、実は第2号にあります、知内高校の在学生ということにさせていただいたということでありませぬ。

それと、2点目の10人分の予算は見ているけれども、社協としてそんなに雇用の間口があるのかということでもありますけれども、実は当然、受ける方はこういう条件を付してございますから、資格取得後、例えば、社協で勤務することができるのか、あるいは、ヘルパーの有資格者ということになりますと、例えば、社協だけでなくてしおさい園等でも、場合によっては、求人雇用もあるということもありますので、そういう中でできる限り、こういう資格を取得した中で、町内でそういう就業ができればということでございますので、よろしく申し上げます。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

ちょっと知内高校の方にこだわるんですけども、町内の子どもたちが町外に出て、最終的には、就職がきちんと保障されていますよと、これ言ったら、社協ばかり今、副町長言ったように、しおさい園でもどこでも、終わったあとにそこで採用できるんだという錯覚を起こすんですよ、これを見れば。逆に本当に採用できるんだったら、町外に行っている高校生でも、そしたら、就職できるんだたら私も受けますよというときに、あなたは、知内高校以外ですから、だめですと弾かれると同じことでしょう。だから、私が言うのは、制度は制度でいいんですけども、この文言は変えるべきだと思います。何かあったら。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

繰り返しになります。直ちに文言変える、変えないということではないんですけども、取り方によって、今、おっしゃったように、このヘルパー受講をすることによって、就職できるんだというふうにするか、この資格を取ることによって、町内に就職を求めるというふうにするか、例えば、1号を見ますと、受講終了後、町内の介護居宅事業所で働く者という条件を付している。これは働くことができるという条件ではなくて、働く者という条件を付して、その上で資格取得に臨むということでもありますから、その辺、取り方かなというふうに思っております。先ほどの説明の中に更に1点、付け加えたいんですけども、実は当然、事業所としての処遇改善ということ、当然、社協としても考えていかなければならないということになるかというふうには思いますけれども、実は昨日の新聞か、一昨日の新聞かと思っておりますけれども、今、24時間介護、居宅介護の部分で、24時間介護というものが出てきています。ただ、実際に取り組んでいる自治体は、その1割にも満たないという状況になっています。それで、現実、今、本町では、町内の居宅介護事業所は、24時間介護の体制にありません。それで、近隣町でも実施しているところはそうないんですけども、実際には民間事業所がたくさん出てきております。そういう中では、将来的に介護体制を確立していくためには、やはりヘルパーの単に待遇改善だけではなくて、数的な充足ということも、今後、益々、必要ではないかというようなことも考えての本制度の要綱ということでございますので、よろしく申し上げます。以上です。



◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、4款衛生費に移ります。4款衛生費。衛生費ありませんか。それでは、6款農林水産業費。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

説明資料の3ページ、水源林造成事業なんですけれども、森林総合研究所が全額負担ということで、その収益の配分割合、町6、センター4ということで、収益が出ると言えば、間伐の6haくらいかなと思うんですけれども、この収益というのは、ちなみにどの程度、発生するんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。昨年度の実績によりまして、125万8千円が来ておりまして、そのうち6割が町の方に財産収入として入っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

この配分割合は、総合研究所で配分割合を決めるということですか。それとも、町で決める、お互いの話し合い。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

これは国費も実はセンターの方に売払財産収入と国費も入っておりまして、国の方で配分をですね、6対4というふうに決めております。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

そういうある程度、採算性を見た中で、うちは4ということでもいいよということなんです、単純にいけば。センターの配分収益割合。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

そのとおりです。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに農林水産業費ありませんか。8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

41ページの木材運搬車両導入事業の件でございますけれども、説明書の中では、ちょっと先に戻りますけれども、指定管理者の問題も午前中ありました。それと、説明書の4ページを見ると、森林組合云々と書いてあります。この車両は、誰がどのように使うのか。指定管理者とそれから、チップの工場からのもろもろの輸送体系もあたるのか、その辺のことをお知らせできればと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。このダンプ等につきましては、説明資料にもあるとおり、森林整備及び林産事業において、事業の拡大を図るために、木質バイオマス運搬用車輛等ということで、山から森林組合が受託、町民からだとか、町から受託しました間伐材等もですね、今、言うチップ工場の方にですね、運ぶ運搬用という意味合いの車輛になっております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

下の方には書いてありますけれども、もちろんそうですけれども、括弧書きにしてね、どうも車の状況からみると、チップするボイラーに使われるチップ材も運搬するような形式になっているんですけれども、これ森林組合から要請あったものと全くそしたら前の指定管理者とは、全然関係ないということですね。使う用途は。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

指定管理につきましては、先ほどご説明したとおり、この後、議決を受けましたので、公募をかけましてですね、募集要領等に則りまして、応募する団体等決まりますので、今の時点では、森林組合とは決まっておられませんので、その辺は承知しております。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、吉田君。

◎ 8 番（吉田峰一）

もし、指定管理者が、誰かどなたかに決まるとなるときには、この車輛はそっちの方でも貸してもらえとか、使ってもらえるという状況可なんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。こちらに書いてある、申請につきましては、知内町農林漁業振興事業補助要綱に基づきまして、知内町森林組合が申請を上げておりますので、知内町森林組合の持ち物ということになります。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに農林水産業費ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、7款商工費。商工費ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、8款土木費。土木費ありませんか。

（「なし」の声あり）

10款教育費。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

説明資料の1ページ、なぜ、必要かということを書いているんですけれども、具体

的になぜ、必要なんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

説明資料に基づきながら、お話の方させてください。コミュニティスクールがなぜ、必要なのかということで、今、資料に基づいて、お話があったんですけども、まず、コミュニティスクールは、地域の皆さんが運営する学校になります。今までは、この表にあるように、学校評議委員会とか、地域運営本部とか、あと、地域PTA等々が学校の方に力を貸して行っているんですけども、学校の方針を決定したり、承認する基幹ではございません。例えば、PTAであれば、学校長が作成した学校経営方針に基づきながら、協力を仰いで、それに力を貸していく組織になります。学校評議委員会も学校長が作成した学校経営の方向性にしがって、年度間の評価だとか、それから、ご意見を述べることはできるんですが、決定権がありません。このところがコミュニティスクールの一番大きな違いであって、例えば、どここの学校には、来年度、こうこうこういうような教育活動をしたいので、是非、こういう特技を持った先生がほしいということも、このコミュニティスクールの学校運営協議会から教育委員会の方に上申することができます。そこが一番、大きな違いですので、そういう意味では、コミュニティスクールが地域を活性化して、地域の学校づくりをするためには、是非、必要な組織というふうに受け止めています。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

そのメンバーにですね、委員、保護者、地域の皆さん、教育委員会、校長などというふうにあるんですけども、それなりのメンバーというか、内容的には理解するんですけども、PTAというのは、どういう扱いになるのか、まして、この運営協議会を立ち上げることによって、学校運営の基本方針だとか、承認ということで、大変重たい組織になるんですよ、結果的には。それで、横の左の方を見ますと、人事に関する意見ということで、括弧書きに学校運営協議会の意見を尊重ということもありますよね。今まで人事に関しては、教育委員会の委員でもなかなか手出しできないんだという話を聞いていたんですけども、その辺の考え方はどう整理すればいいですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

まず、上の方の表に基づいて、学校評議員についてお話を致します。学校評議員、それぞれの学校に4名ないし、5名設置しているんですが、この学校運営協議会を設置した学校では、学校評議員の設置を取りやめます。学校運営協議会で評価やご意見を述べるようにしていきますので、コミュニティスクールに指定された学校で、評議員の設置はございません。それから、人事に関する意見というところで、この図のとおりなんですけど、真ん中の学校運営協議会で、例えば、先ほどちょっとお話したように、こうこうこういうような学校にしていきたいので、こういう力を持った先生を是非、呼んでほしいというのが、この左向きの矢印になりまして、市町村の教育委員会では、その人事に関する意見を受けながら、道教委との協議をしていくと。よって、

尊重するということになります。その意見を最大限尊重して、その方向で動くということになりますので、北海道教育委員会の場合でも、この制度を同じく捉えていますので、その力の方も貸してくれるという前提に立った動きがきっと起こってくると思います。人事に関して、逆の場合です。この先生、こういらないからどこかへやってしまえということになったら、それはなかなか難しい問題です。よって、その範囲だとか、それから、取り上げ方については、学校運営協議会の中もそうなんですけれども、我々との協議を含めながら、やっぱり慎重に取り扱っていくのが、1つの配慮点ではないのかと思っています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

P T Aの話なかったんですけれども。

◎ 教育長（田中健一）

P T Aは、学校運営協議会の中の例えば、P T A会長が入るとか、そのメンバーの1人として、組織の1つとして、受け止めていいと思います。具体的には、例えば、町内会、P T A、それから、同窓会、または、青少年健全育成のための組織だとか、そういう校区内には、そういう組織があるところもありますので、そういう代表者で構成する場合もありますし、その1つとして、P T Aが存在するというようになります。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

学校運営委員ですから、当然、学校への興味も必要ですし、そういう意味合いでは、発言権も当然強いだらうというのは、P T Aだと思うんですね。こういう協議会を立ち上げて。まして、教育委員会も入ってきて、最終的に人事のお話もありましたけれども、ある程度、その運営委員会の話を尊重するという事になれば、大変、重たいような気がするんですけども、なぜ、ここまでというのは、自分の勘違いかもしれないけれども、今、国会で教育委員会制度、改革ということで、次年度から教育長制度も変わるようなので、今度、教育長の諮問機関という感じになるんですか、教育委員会は。そういう感じになってくるから、こういう政策も必要になってくるのかなと。当然、諮問機関ですから、教育委員会も発言権というのは、決定権というのは弱くなるわけですね、その分、この運営委員会を設置して、評価しておこうということなのか、考えすぎですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

考えすぎだと思います。まず、新しい教育基本法が今、変わりまして、スタートしていく中で、教育基本法の中に学校と地域と家庭とのつながりというのが、1つ明記されました。それから、いじめ問題も含めたり、生徒指導の問題も含めたり、いろいろな問題で、最近では教育委員会でも出てくるんですけども、学校が閉鎖的であって、住民に対する情報がなかなか伝わらないという批判的な意見もずっと根強くありました。それで、地域の学校づくりには、このコミュニティスクールはそういう経緯の中で、まず、できてきた組織だということと、それで、法律にも位置付けられている組

織だということで、国全体でこの取り組みを行っています。ですから、今度は教育委員会と学校運営委員協議会との関係は、この図のように、それぞれのAという学校であれば、この学校運営協議会が地域や保護者の皆さんが代表として集まって、その運営について、学校長も含めて、協議する場になりますので、いろいろな角度からそのお話し合いができます。これを教育委員会が受ける、受けないの話ではなくて、我々は前にもあったように、例えば、5か年にわたる中期計画をつくったりなどして進めていきますので、この協議会の意見を受けながら、それを予算に反映したり、人事に反映したりという役目を担いますので、敵対するものでもありませんし、同化するものでもありません。よって、それぞれの学校の運営協議会は、その学校の将来図を描きながら、1つのテーマに基づきながら、どう自分たちの地域に根ざして、自分たちの願いが形になるような学校づくりをするかということで、真剣な議論を進めていただけるような組織だと思っていますので、今まで以上に地域や学校とのつながりが深くなりますし、既に導入されている地域などからの評価を見ますと、学校の情報が非常に伝わりやすくなったということや、それから、特色ある学校づくりが進んだとか、それから、教職員の意識改革が進んだというプラスの評価も出ていますので、その方向に向かって、これから進んでいきたいと思っています。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

これまでの学校、家庭、地域ですか、関する一連の施策を見直すんだという一般質問の中でもそういう答弁書がありましたけれども、それだけ改革を目的にこの運営がなされるんだろうと思っていますので、メンバー的には、是非、発言力のある方々を揃えていただいて、この運営あたっていただきたい。ちょっと自分が総務の委員長になって、ちょっと学校何の会議だったかちょっと忘れたんですけども、校長会の集まりに各そういうPTAだとか関係者が集まった一連の会議なんですけれども、教育長挨拶して帰ったあとなんですけれども、総会ですよ、総会で要するに発言をして、こういう議論をさせてくださいというお願いをしているのに、次年度の総会でということなんですよ、議長は。ちょっと学校の先生って会議慣れしてないのかな、ルール分かっていないのかなという、ちょっと発言させてもらった経緯があるんですけども、やっぱり基本的には、学校運営というのは、学校長というのは、そのあとでいいと思うんですよね。ある程度、下支えがあって、その意見に肉付けするくらいでいいと思うんですよね。基本的には、PTAなり、地域の保護者等が議論を活発にして、この運営協議にあたるべきだろうと認識しておりますので、是非、その辺も踏まえてやっていただければありがたいなと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかにありませんか。5番、敦澤君。

◎ 5番（敦澤良子）

間違えてたらごめんなさいね、説明資料の一番下なんですけれども、今回、このコミュニティスクールのイメージの一番下の方の黒丸でありますね、ここの法律の一部改正と平成16年の9月9日施行とあるんですけれども、この辺は間違いはないですか。今までなかったから、今回、改正をして、今年度の9月からという意味かなと思ったんですけれども、その辺。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

おっしゃるとおりです。下の方にあるように、この組織は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正しまして、平成16年9月9日より施行されたものです。ですから、だいぶもう経っていますので、今、全国でおよそ2千校ほどが指定されて、機能しています。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに教育費、質疑ありませんか。7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

55ページの今回、先ほどの説明で言いますと、修学旅行というか、見学旅行の部分で、今回、インドネシアとマレーシアですか、この2つの国選ばれた、間違っているかもしれないけれども、その辺で事前に、この2か国を選んだ理由というのは、どのような形で選んだのか、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

シンガポールとマレーシアなんです。順番からお話しますと、1つは金額です。今まで見学旅行、族にいう高校生が修学旅行に行くのに、積み立てているお金がありまして、それに基づいて、沖縄の方に行っていました。海外の研修旅行になりますと、そのお金で間に合いませんので、町からの補助が必要になります。その補助の金額をやっぱり同等くらいまで持っていくのはちょっと無理がありますので、10万円ほどというふうに見込みました。合わせて、25万円を切るくらいの金額で、英語圏で、そして、世界的な経済の□□で考えられるのが、シンガポールでした。そこで、当初は、シンガポール1本でお話を検討していったんですけども、ちょうど10月の末の高等学校の海外研修旅行の時期に、シンガポールの高等学校が試験期にぶつかりまして、学校の交流がなかなか難しいというお話がありました。だけれども、ちょっと足を伸ばすと、マレーシア、陸続きですので、マレーシアのジョホールバルの高等学校であれば、可能だということですので、となれば、両国間をまたいだ交流を考えさせていただきました。高等学校の交流関係は、今のところは、マレーシアが主に動いていきたいと思えますし、金融機関だとか、現地の日本企業等々は、シンガポールに集中していますので、そちらの方には、シンガポールを使いながら、子どもたちの施設見学なりを行っていきたいなど。あと、大学生が1人グループにつきまして、シンガポール市内を案内してくれるようなプログラムも検討しているんですけども、それもシンガポールの方が制度的に整っていますので、そちらの方が有利だろうということで、現状的には、金額のことを含めて、英語圏であって、子どもが国際的な感覚を磨けるような場所、また、同年代の子どもたちとの交流もできる場所として、この両国の方、選定して、今、検討しています。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

この2か国もそうでしょうけれども、あちらの方にいきますと、宗教的なものの問題が結構、重要になってくると思うんです。その辺についての考えは、何も組み入れてなかったんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

中では話し合いました。よって、宗教的には随分、我々とも違いますし、感覚も違いますし、食文化も違いますし、もって、それらも研修活動で事前に進めていくしかありませんし、それと、もう1つは、シンガポールやマレーシアであれば、今、北海道教育委員会でも、こちらの方向に向けて、高校生の海外派遣、海外研修を少し進めてやりましょうという方向も出していますので、そこからも情報を得ることが可能だろう。それから、近隣でもシンガポールの研修旅行実施している学校がありますから、そこからも情報をもらえるかなど。それらのことを総合的に配慮して、考えて、今のような宗教的なことに対処していきたいし、子どもたちに事故のないような取り組み方を進めていきたいと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

それでは、歳出全般に質疑漏れがあれば受けますが、ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、歳出の質疑を終わり、歳入並びに記載の変更について、一括質疑を行います。

9款地方交付税から20款町債まで、そして、記載の変更について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。3時15分と致します。

（ 休憩 午後2時58分 ）

（ 再開 午後3時15分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

---

● 議案第7号 平成26年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第14、議案第7号、『平成26年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について』を議題します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第7号、平成26年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について。

平成26年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正です。第1条は、歳入予算の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出をご説明致します。2ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に6万2千円を追加し、412万2千円とするものです。14節使用料及び賃借料総合行政システムクラウド版利用料に6万2千円を追加するものです。

3ページです。1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費に59万6千円を追加し、288万5千円とするものです。14節使用料及び賃借料、総合行政システムクラウド版利用料に59万6千円を追加するものです。

4ページの8款保健事業費、1項保険事業費、1目保健衛生普及費に24万9千円を追加し、861万9千円とするものです。14節使用料及び賃借料総合行政システムクラウド版利用料に24万9千円を追加するものです。

5ページ、12款予備費、1項予備費、1目予備費に90万7千円を減額し、409万3千円とするものです。予備費に90万7千円減額するものです。以上で説明を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

● 議案第8号 平成26年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第15、議案第8号、『平成26年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。



◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第8号、平成26年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

平成26年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

「歳入歳出予算の補正」です。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,352万2千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。4ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に55万7千円を追加し、286万円とするものです。14節使用料及び賃借料、総合行政システムクラウド版利用料に55万7千円を追加するものです。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金に55万7千円を追加し、2,925万円とするものです。事務費繰入金に55万7千円を追加するものです。以上で説明を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

● 議案第9号 平成26年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第16、議案第9号、平成26年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第9号、知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

平成26年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

「歳入歳出予算の補正」です。第1条は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万7千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4億6,132万8千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。4ページをお開きください。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目特定高齢者政策事業費に61万円を追加し、897万4千円とするものです。2節給料から4節共済費の追加については、職員の異動によるものです。

5ページをお開きください。2項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費に11万7千円を追加し、1,019万5千円とするものです。14節使用料及び賃借料に総合行政システムクラウド版利用料に11万7千円を追加するものです。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業交付金に72万7千円を追加し、214万5千円とするものです。地域支援事業交付金に72万7千円を追加するものです。以上で説明を終わります。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ● 議案第10号 平成26年度知内町水道事業会計補正予算(第2号)について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第17、議案第10号、『平成26年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

#### ◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第10号、平成26年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）について。

第1条、総則でございます。

平成26年度知内町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。平成26年度知内町水道事業会計予算、第2条に定めた業

務の予定量を次のとおり補正する。配水設備改良費に60万円を追加して、1,693万2千円とするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出でございます。

予算。第4条本文括弧書き中、過年度分損益勘定留保資金5,268万8千円を過年度分損益勘定留保資金5,303万8千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入と致しまして、1款資本的収入、3項工事負担金に25万円を追加し、485万円とし、資本的収入合計で1億4,741万2千円とするものでございます。

支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費に60万円を追加し、2億45万円とし、資本的支出合計2億774万4千円とするものでございます。

次のページをお開きください。平成26年度知内町水道事業会計予算実施計画。資本的収入及び支出でございます。まず、3ページの支出の方からご説明致します。

1款資本的支出、1項建設改良費、2目配水設備改良費に工事請負費として、配水管移設工事60万円を追加し、1,650万円とし、1款資本的支出合計で2億774万4千円とするものでございます。この工事は、現在、重内地区で進められております。道営農地保全整備事業で、農業用水路の建設工事に水道管が支障を来すと思われることから移設工事を行うものでございます。施行箇所につきましては、見だし4の3ページに記載ございますので、お目通しいただきたいと思っております。この工事に関しましては、2か所で50mmの管径を合計10m移設するものでございます。

次に2ページに戻りまして、収入でございます。1款資本的収入、3項工事負担金、1目工事負担金で、北海道からの配水管移設工事保証金として25万円を追加し、485万円とし、1款資本的収入合計で1億4,741万2千円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ● 推薦第1号 知内町農業委員会委員の推薦について

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第18、推薦第1号、『知内町農業委員会委員の推薦について』を議題とします。

本案について、事務局長から朗読させます。

議会事務局長。

◎ 議会事務局長（村上義久）

朗読致します。推薦第1号、知内町農業委員会委員の推薦について。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号及び知内町農業委員会委員定数等に関する条例第1条第1項第3号の規定により、議会が推薦する農業委員を次のとおり推薦する。

平成26年6月24日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

記、1、推薦する委員の数、2人。以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

朗読が終わりましたので、推薦の方法について、お諮りします。

推薦の方法については、指名推薦したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、推薦の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定致しました。

議会推薦による農業委員を北島道男氏と石本美枝子の2名を指名したいと思います。

ここで、資料配付のため、暫時休憩致します。

（ 休憩 午後3時27分 ）

（ 再開 午後3時29分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

この推薦決定は、1人ずつ起立によって行います。

最初に北島道男氏を推薦決定することに賛成の方の起立を願います。

（ 起立多数 ）

賛成多数であります。起立多数であります。したがって、本件は推薦することに決定致しました。

次に石本美枝子氏を推薦決定することに賛成の方の起立を願います。

（ 起立多数 ）

賛成多数であります。起立多数であります。したがって、本件は推薦することに決定致しました。

したがって、議会推薦の農業委員は、北島道男氏と石本美枝子氏、以上の方を推薦することに決定しました。

なお、住所等については、別添配付資料のとおりですので、ご参照を願います。

---

● 意見書案第1号 地方財政の拡充を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第19、意見書案第1号、『地方財政の拡充を求める意見書の提出につい

て』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、西山和夫君。

### ◎ 1 番（西山和夫）

意見書案第1号、地方財政の拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成26年6月24日提出。提出議員、西山和夫。賛成議員、木村一、松井盛泰、泉政栄、吉田峰一、森永勉。

地方財政の拡充を求める意見書。

政府の2014年度地方財政計画は、①「三位一体改革」で生じた大幅な財源不足や景気悪化による税収減に対して、地方交付税の法定率を引き上げるなど抜本的な対策をとらず、昨年に続いて地方交付税を削減する、②地方交付税法の目的、趣旨に違反して、「行革」を強要、誘導する算定方式を持ち込むものになっています。

地方の財源不足を解消するために、地方6団体も地方交付税の法定率引き上げなど抜本的な対策を求めています。総務省の対応は、特例加算や臨時財政対策債の発行など一時的、臨時的な措置にとどまっています。また総務省が今年度の地方財政計画で打ち出した「地域の元気創造事業費」では、地方交付税の算定指標に地方公務員の人件費や人件費を除く経常的経費削減などの「行革努力」を反映させていますが、これは地方の固有財源である地方交付税の目的・趣旨に反して、地方自治体にリストラと住民サービスの低下を押し付けるものです。「緊急防災・減災事業」も、不要不急の公共事業ではなく、学校や福祉施設の耐震化など、住民の安全・安心を守る施策に活用されなければなりません。老朽化した公共施設の「除去」に地方債を充てる施策も、公共施設の統廃合を促進するのではなく、耐震化や建て替えなど住民サービスを拡充するように執行されなければなりません。

よって、本議会は、国に対し、地方自治の本旨に基づき、地方財政の拡充を図るよう、下記の事項について強く要望します。

記。1. 地方自治体が、憲法に基づき「住民の福祉の増進」（地方自治法第1条の2）を図る役割を発揮できるように、十分な地方財源を保障すること。

2. 地方交付税については「三位一体改革」で大幅に減らされた額を元に戻し、法定率を引き上げて、地方の財源格差是正と財源保障の機能を果たすように拡充すること。

3. 「行革努力」を反映する交付税の算定は、地方交付税法の目的、趣旨に違反し、地方自治体へ不当な介入をはかるものであり、撤回をすること。地方自治体職員の採用を妨げるような介入を行わないこと。

4. 「緊急防災・減災事業」は、不要不急の公共事業ではなく、住民の安全・安心を確保する施策に活用すること。

5. 老朽化した公共施設は、耐震化、建て替えを行えるように財源を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議員、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官。以上であります。

### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 意見書案第2号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書の提出について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に意見書案第2号、『住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、木村一君。

◎ 2 番 (木村 一)

意見書案第2号、住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成26年6月24日提出。提出議員、木村一。賛成議員、西山和夫、松井盛泰、泉政栄、吉田峰一、森永勉。

住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書。

東日本大震災をはじめ、未曾有の災害が相次ぐ中、国民のいのちとくらしを守るためには、国の役割が益々重要となっており、国家・地方を問わず公務員の果たすべき役割は拡大している。

しかし、日本の公務員数は、先進諸国と比較して著しく低い水準にあることは周知の事実である。さらに、国家公務員には連年の定員削減と行政改革推進法による定員純減の施策が行われ、公務職場は慢性的な人員不足で行政サービスに支障をきたしている。JR北海道の相次ぐトラブルが象徴するように、民営・業務委託化による弊害は多く、安全・安心にかかわることは国の責任で行うことが不可欠であり、「国の出先機関」を撤退、縮小するのではなく、全国各地に存在することが欠かせない。

北海道には公共職業安定所、労働基準監督署、地方法務局、地方气象台、地方運輸局、航空管制部、経済産業局、総合通信局、開発局、税務署、地方厚生局、海上保安部をはじめとする国の出先機関が各地に存在し、住民の安心と安全を支えている。ま

た、国立大学、高専、国立病院、日本年金機構といった、公務関連の法人も多数存在し地域の福祉と教育を支えている。

しかし、北海道の人口減少や、行政改革の推進、相次ぐ定員削減の影響を受けて、撤退・縮小の傾向にあります。北海道の広大な面積、降雪寒冷地であるなどの地理的特殊性を踏まえると、安易な出先機関などの撤退・縮小は容認できず、出先機関の撤退は北海道経済に悪影響を及ぼし、更なる地域間格差を生み出す。

更に現在国が行っている行政サービスについて、民営化、独立行政法人化、業務委託化すると、責任の所在が曖昧となるとともに、営利目的となり、利潤が出なければ廃止、地域からの撤退が加速することになりかねない。安易に独立行政法人化や民間委託をすすめることについては反対であり、国による行政サービス維持の観点から下記の事項の実現を要望する。

記、1、国の出先機関改革にあつては、廃止、地方移管を前提としないこと。

2、住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充をはかるため必要な人員を確保すること。

3、現在国で行われている業務について、十分な議論もないなかで、拙速な民営化、独立行政法人化、業務委託化をすすめないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 意見書案第3号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第21、意見書案第3号『特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、泉政栄君。

#### ◎ 4番（泉政栄）

意見書案第3号、特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成26年6月24日提出。提出議員、泉政栄。賛成議員、西山和夫、松井盛泰、木村一、吉田峰一、森永勉。

特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書。

2013年12月6日、第185回国会において、特定秘密の保護に関する法律（以下、「秘密保護法」という）が制定された。

秘密保護法には、野党、マスコミ、弁護士会、労働組合、市民団体から多くの懸念の声が出されてきた。しかし、政府は、十分な国会審議を尽くさず、法案の採決を強行した。

秘密保護法においては、秘密指定自体の是非をチェックする第三者機関を設けることが想定されていない。よって、恣意的に秘密指定がされる危険性がある。

また、特定秘密として指定することができる最長期間が定められていない。そのため、特定秘密が永遠に特定秘密のままとされ、国民の目から隠され続け、特定秘密としての指定が適正だったかどうか後世の国民による検証も困難となる可能性がある。

さらに、特定保護法が施行されると、高い公益性を有する内部告発等も処罰されることになり、国民が政府についての有益な情報を知る機会が損なわれ、国民の知る権利が侵害されるおそれがある。

この点、アメリカ合衆国の制度を参考にして作成された国際的ガイドラインであるツワネ原則（「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」）は、政府が秘密指定をすることができる最長期間を法律で定めるべきであること、内部告発によりもたらされた公益が秘密保持による公益を上回る場合に内部告発者は報復を受けるべきではないこと等を求めている。秘密保護法には、ツワネ原則の求める国民の知る権利を保障するための規定を欠き、このままでは到底受け入れることができない。

政府においては、知る権利を侵害する秘密保護法を廃止すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣。以上でございます。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 意見書案第4号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出について



◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 22、意見書案第 4 号、『「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎ 7 番（谷口康之）

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について。

地方自治法第 99 条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成 26 年 6 月 24 日提出。提出議員、谷口康之。賛成議員は吉田峰一、木村一、松井盛泰、泉政栄、敦澤良子。

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成 18）年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成 23）年 8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考え

る。

よって、知内町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。記、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 24 日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 意見書案第5号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書の提出について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第23、意見書案第5号、『地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、吉田峰一君。

◎ 8 番 (吉田峰一)

意見書案第5号、地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対し、上記意見書を提出するものとする。

平成26年6月24日提出。提出議員、吉田峰一。賛成議員は谷口康之、木村一、松井盛泰、泉政栄、敦澤良子。

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書。

現在、本年度の診療報酬改定や国会における「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」(地域医療介護総合確保法案)の議論により、改めて地域包括ケアシステムの構築がクローズアップされているところです。

全国の自治体では、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に向けて、いわゆる2025年の姿を展望しながら、増嵩する保険料などに苦慮しながら取り組みを行っているところです。

については、社会保障・税一体改革の円滑な進行のために、本年4月から引き上げられた消費税財源を的確に活用しながら、全国の自治体のそれぞれの実情に応じて、国の積極的な支援を図るよう、下記のとおり要望します。

記、1. 医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため国家戦略として抜本的な対策を講じること。特に介護人材については、2025年に向けてさらに100万人のマンパワーが必要とされており、次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。

また、外国人材の活用が議論されているが、現在の介護人材の社会的評価に与える影響を十分考慮し、慎重な議論を行うこと。

2. 今回の診療報酬改定について、在宅訪問診療に係る改定が行われたが、市区町村の現場において集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることも想定されるため、改定の影響について実態調査を行い、適切な対応を行うこと。

3. 地方自治法の改正により創設される連携協約制度の活用など、広域行政上の取り組み事例の周知など、市区町村への適切な情報提供を努めること。

4. 社会保障・税一体改革の趣旨に添い、平成26年度に引き続き、消費税を財源

とする財政支援制度を拡充すること。また、本年度の基金については趣旨に添い、適切な配分に留意すること。

5. 特養待機者52万人という数字が発表されたが、特養入所者の重点化に伴い、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 意見書案第6号 総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第24、意見書案第6号、『総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎ 7番（谷口康之）

意見書案第6号、総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成26年6月24日提出。提出議員、谷口康之。賛成議員は吉田峰一、木村一、松井盛泰、泉政栄、敦澤良子。

総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書。

若者を取り巻く雇用環境は、非正規労働者の増加の中で、中小事業者における離職率の高さや、若年層を恒常的・大量に雇用し、低水準・過酷な労働条件で労働を強いる「使い捨て」問題や、180万人と言われるフリーターや60万人のニートの問題など、雇用現場における厳しい状況が続いています。

若者が働きながら安心して家庭を持つことができるようにすることは、少子化に歯止めをかけるためにも極めて重要であり、政府においては、わかものハローワークや新卒応援ハローワークなどにおける支援や、「若者応援企業宣言」事業、労働条件相談ポータルサイトの設置、地域若者サポートステーションにおけるニート対策などに

取り組まれているところですが、それぞれの事業の取り組みが異なっており、関係機関において必ずしも有機的な連携が取られている状況ではありません。

安倍政権における経済対策により、経済の好循環が始まる中、新規学卒者の内定状況も好転し、賃金上昇に取り組む企業が出てきている今、改めて、若者雇用対策を総合的かつ体系的に推進するための仕組みを構築するため、政府において下記の対策を講じるよう要望します。

記、1. 若者雇用に係る総合的、体系的な対策を進めるため、若者雇用対策新法を制定し、若者本人を支える家庭、学校、地域、国・地方の行政の責務を明確にし、緊密に連携して支援を行える枠組みを整備すること。

2. 「若者応援企業宣言」事業について、中小企業等の認定制度として拡充し、認定企業の支援措置を新設すること。また企業が若者を募集する際の情報開示を促す仕組みを検討すること。

3. 大学生等の採用活動後ろ倒しに伴い、新卒応援ハローワークにおける支援措置を強化すること。

4. 若者が主体的に職業選択・キャリア形成ができるよう、学生段階からのキャリア教育の充実強化を図ること。

5. ニート等の若者の孤立化を防ぎ、自立に向けた充実した支援を行うことができるよう地域若者サポートステーションの機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣。以上でございます。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 意見書案第7号 中小企業の事業環境の改善を求める意見書の提出について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第25、意見書案第7号、『中小企業の事業環境の改善を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

#### ◎ 7番（谷口康之）

意見書案第7号、中小企業の事業環境の改善を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成26年6月24日提出。提出議員、谷口康之。賛成議員は吉田峰一、木村一、松井盛泰、泉政栄、敦澤良子。

中小企業の事業環境の改善を求める意見書

今年の春闘の大手企業からの回答では、13年ぶりに全体の賃上げ率が2%台となりましたが、景気全体を支え、地域経済を支える中小企業や非正規社員を取り巻く事業環境は依然厳しいといえます。さらに、消費税8%引き上げに伴う駆け込み需要の反動減も今後予想され、対応策を講じなければなりません。

国際通貨基金（IMF）は3月、日本経済の成長に賃金上昇が不可欠だとする研究報告書を発表し、中小企業や非正規労働者などの賃上げを「アベノミクス」の課題として挙げています。実質的には、企業の収益力次第で賃上げの可否が左右されてしまうため、政府が掲げる「経済の好循環」を実効的なものにするためには、中小企業の収益力向上に繋がる事業環境の改善が求められます。

また、中小企業のうち87%を占める小規模事業者が全国で334万者あり、有能な技術力がありながら人材確保や資金繰りに苦しんでいます。事業の拡張に踏み切れない小規模事業者の潜在力が発揮できるよう充実した成長・振興策も重要です。

本年は、経済成長を持続的なものにするため、成長の原動力である中小企業が消費税増税や原材料・燃料高などの厳しい環境を乗り越えられるよう、切れ目のない経済対策が必要です。政府におかれては、地方の中小企業が好景気を実感するため、以下の対策を講じるよう強く求めます。

記、1. 中小企業の“健全な”賃上げ、収益性・生産性の向上に結び付くよう、経営基盤の強化策及び資金繰り安定化策を図ること。

2. 「小規模企業振興基本法案」を軸に国・地方公共団体・事業者の各責務の下で、円滑な連携と実効性が高まる制度設計を図ること。

3. 中小企業・小規模事業者においても重要な非正規労働者の正規雇用化を促すよう、キャリアアップ助成金などの正規雇用化策を更に周知するなど、従業員の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議員、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、金融担当大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 意見書案第 8 号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 26、意見書案第 8 号、『鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎ 7 番（谷口康之）

意見書案第 8 号、鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書の提出について。

地方自治法第 99 条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成 26 年 6 月 24 日提出。提出議員、谷口康之。賛成議員は吉田峰一、木村一、松井盛泰、泉政栄、敦澤良子。

鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書。

シカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化する中、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少しています。

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手の育成が必要との観点から、政府は今国会において、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を改正し、法律の目的に鳥獣の「保護」だけでなく「管理」の定義を規定するとともに、「保護」と「管理」の施策体系の整理、指定管理鳥獣に定められた鳥獣の集中的かつ広域的に管理を図る事業の創設、一定の条件下での夜間銃猟を可能にする規制緩和、認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設など、制度の抜本的な改正を行います。

法改正によって今後鳥獣の捕獲体制が強化されることとなりますが、施行に当たっては、下記事項について十分に留意して実施されるよう強く要望します。

記、1. 都道府県を越えて生息する鳥獣の保護・管理については、国が主導してより効果的な広域対応を行うための仕組みを検討すること。

2. 市町村への鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充させるほか、新設される指定管理鳥獣捕獲等事業が十分活用されるよう、実施計画を作成した都道府県に対し、財政支援を行うこと。

3. 捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、衛生管理の徹底による安全性の確保や販売経路の確立、消費拡大への支援などを推進すること。

4. 本法では適用除外とされている海獣についても、適切な保護及び管理が図られていないような場合には、速やかに生息情報の収集を図り、除外対象種の見直しなどを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 24 日提出。北海道上磯郡知内町議会議員、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、環境大臣、農林水産大臣、総務大臣、厚生労働大臣。以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 意見書案第9号 平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出  
について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程27、意見書案第9号『平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、木村一君。

◎ 2番(木村一)

平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成26年6月24日提出。提出議員、木村一。賛成議員、谷口康之、吉田峰一、松井盛泰、泉政栄、敦澤良子。

平成26年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセイフティネットの一つとして最も重要なものである。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

こうした中で、平成20年「成長力底上げ戦略推進円卓会議」による合意と、平成22年「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意をした。こうした観点から北海道地域最低賃金はここ7年間で90円引き上げられたが、審議会においては引き上げ額のみが議論され、あるべき水準への引き上げができていない現状である。

既に、生活保護費とのかい離解消と合意した期間が過ぎ、全国で唯一逆転現象が解消されていないが、昨年の北海道地方最低賃金審議会において、本年度でかい離解消を図るという答申が出された。物価上昇局面にある中、賃金が上がらなければ働く方々の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながり兼ねない。

賃金のナショナルミニマムを担う現在の地域別最低賃金は、高卒初任給等の一般的な賃金の実態を十分に反映できておらず、北海道内勤労者の有効なセイフティネットとして十分に機能しているとは言えない。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、適正な水準への引き上げや、事業所に対する指導監督の強化及び最低賃金の履行確保が極めて重要な課題となっている。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成26年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記、1. 平成26年度の北海道最低賃金の改正に当たっては、雇用戦略対話合意に基づき早期に800円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円に到達することができる審議会運営を図るとともに、昨年、北海道地方最低賃金審議会が出した生活保護費とのかい離を平成26年度で解消するという審議会答申を十分尊重すること。

2. 北海道内で最低賃金以下の労働者をなくすために、道内事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保をはかること。

3. 最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日提出、北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博

提出先、北海道労働局局长、北海道地方最低賃金審議会会長、内閣府特命大臣（地域主権推進担当）以上。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ● 意見書案第10号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第28、意見書案第10号、『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、吉田峰一君。

#### ◎ 8番（吉田峰一）

意見書案第10号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見



書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成26年6月24日提出。提出議員、吉田峰一。賛成議員、谷口康之、木村一、松井盛泰、泉政栄、敦澤良子。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。一方で、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態も想定されている。一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっている。

国は、こうした現状を踏まえ、平成21年に「森林・林業再生プラン」を策定し、10年後の木材自給率を50%以上とする目標を掲げ、豊かな森林資源を活用して効率的・安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給・利用拡大に必要な体制を構築することとした。

このような中、道では、平成21年度に国が創設した「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには、木材加工流通施設・木造公共施設の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設の整備など、森林資源の循環利用の実現に向け、川上から川下に至る地域の様々な取組を支援してきたところである。

この結果、トドマツやカラマツなど、人工林を主体とする森林の整備や、森林の整備に伴って産出される木材の有効利用が進み、本道の木材自給率は全国の2倍以上の約6割に達している。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取組をさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては次の事項を実現するよう強く要望する。

記、1. 森林の整備から木材の利用促進といった地域の多様な取組を支援するため、「森林整備加速化・林業再生基金」の継続、又は同様の仕組みを創設するなど、林野関連施策の充実・強化を図ること。

2. 地球温暖化防止、特に、森林吸収量の算入上限値3.5%の確保のための森林整備の推進や木材利用促進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年6月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。以上です。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上10件の意見書案については、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

---

## ● 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第29、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため、出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。このことを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または、派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または、派遣する議員については、その都度、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定しました。

---

## ● 閉会宣言

### ◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成26年第2回知内町議会定例会を閉会します。

どうも大変ご苦勞様でした。

( 閉会 午後4時25分 )